

官報號外

明治四十五年三月十五日
印 刷 局

○第二十八回 衆議院議事速記録第二十號

明治四十五年三月十四日(木曜日)午後一時十七分開議

議事日程 第十九號 明治四十五年三月十四日

午後一時開議

第一 關稅定率法中改正法律案(政府提出)

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第三 朝鮮醫院及濟生院特別會計法案(政府提出)

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第五 樺太酒類出港稅法案(政府提出)

第六 工業用酒精酒類其他酒精含有飲料戾稅法中改正法律案(政府提出)

第七 明治三十四年法律第十號中改正法律案(政府提出)

第八 保險業法中改正法律案(政府提出)

第九 (政府提出) 獣虎溫病獸瘧癆禁止ニ關スル法律案

第十 付二關スル法律案(政府提出) (柏谷義三君)

第十一 農工銀行法中改正法律案(外二名提出)

第十二 家畜市場法中改正法律案(漆昌盛君)

第十三 鑄業法中改正法律案(武満義雄君)

第十四 國有土地森林原野下戻法中改正法律案(岡田泰藏君)

第十五 汽船トロール漁業取締ニ關スル建議案(河上英君外)

第十六 新二十錢銀貨改鑄ニ關スル建議案(森茂生君)

第十七 鹿兒島開港ノ建議案(山岡國吉君)

第十八 小松島港修築ニ關スル建議案(大久保弁太郎君)

第十九 中川改修工事速成ニ關スル建議案(齊藤珪次君)

第二十 海外貿易振興ニ關スル建議案(植松隆慶君)

第二十一 癒兵優遇ニ關スル建議案(齊藤珪次君)

第二十二 朝鮮總督府辯護士規則改正ノ建議案(岡田泰藏君)

外二名提出

外五名提出

外二名提出

外四名提出

外二名提出

外二名提出

外二名提出

外二名提出

第二十三 北海道醫學專門學校設立ニ關スル建議案(外九名提出)(君提出)

二十四 鐵道建設ニ關スル建議案(吉田虎之助君)

二十五 農業金融ニ關スル建議案(外九名提出)(君提出)

二十六 金名鐵道建設ニ關スル建議案(米田義君外)

二十七 鐵道建設ニ關スル建議案(米田義君外)

二十八 金澤高等工業學校設立ニ關スル建議案(月水君外四名提出)

二十九 高等工業學校設置ニ關スル建議案(鷲田土三君提出)

三十 山陰高等農林學校設置ニ關スル建議案(松慶君提)

三十一 區裁判所出張所設置ニ關スル建議案(次郎君提出)

三十二 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

三十三 紀勢鐵道建設ニ關スル建議案(千田軍之助君)

三十四 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一君提出)

三十五 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介君提出)

三十六 製茶試驗場設立ニ關スル建議案(鈴木辰次君提出)

三十七 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

三十八 紀勢鐵道建設ニ關スル建議案(千田軍之助君)

三十九 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一君提出)

四十 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介君提出)

四十一 製茶試驗場設立ニ關スル建議案(鈴木辰次君提出)

四十二 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

四十三 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一君提出)

四十四 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介君提出)

四十五 製茶試驗場設立ニ關スル建議案(鈴木辰次君提出)

四十六 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

四十七 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一君提出)

四十八 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介君提出)

四十九 製茶試驗場設立ニ關スル建議案(鈴木辰次君提出)

五十 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

五十一 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一君提出)

五十二 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介君提出)

五十三 製茶試驗場設立ニ關スル建議案(鈴木辰次君提出)

五十四 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

五十五 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一君提出)

五十六 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介君提出)

五十七 製茶試驗場設立ニ關スル建議案(鈴木辰次君提出)

五十八 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

五十九 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一君提出)

六十 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介君提出)

六十一 製茶試驗場設立ニ關スル建議案(鈴木辰次君提出)

六十二 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

六十三 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一君提出)

六十四 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介君提出)

六十五 製茶試驗場設立ニ關スル建議案(鈴木辰次君提出)

六十六 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

六十七 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一君提出)

六十八 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介君提出)

六十九 製茶試驗場設立ニ關スル建議案(鈴木辰次君提出)

七十 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

七十一 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一君提出)

七十二 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介君提出)

七十三 製茶試驗場設立ニ關スル建議案(鈴木辰次君提出)

七十四 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

七十五 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一君提出)

七十六 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介君提出)

七十七 製茶試驗場設立ニ關スル建議案(鈴木辰次君提出)

七十八 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

七十九 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一君提出)

八十 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介君提出)

八十一 製茶試驗場設立ニ關スル建議案(鈴木辰次君提出)

八十二 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

八十三 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一君提出)

八十四 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介君提出)

八十五 製茶試驗場設立ニ關スル建議案(鈴木辰次君提出)

八十六 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

八十七 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一君提出)

八十八 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介君提出)

八十九 製茶試驗場設立ニ關スル建議案(鈴木辰次君提出)

九十 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

九十一 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一君提出)

九十二 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介君提出)

九十三 製茶試驗場設立ニ關スル建議案(鈴木辰次君提出)

九十四 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

九十五 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一君提出)

九十六 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介君提出)

九十七 製茶試驗場設立ニ關スル建議案(鈴木辰次君提出)

九十八 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

九十九 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一君提出)

一百 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介君提出)

一百一 製茶試驗場設立ニ關スル建議案(鈴木辰次君提出)

一百二 丹後鐵道建設ニ關スル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百三 神社崇敬ニ關スル建議案(大津淳一君提出)

一百四 神社行政統一ニ關スル建議案(早川龍介君提出)

一百五 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百六 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百七 神社崇敬ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百八 神社行政統一ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百九 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百十 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百十一 神社崇敬ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百十二 神社行政統一ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百三 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百四 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百五 神社崇敬ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百六 神社行政統一ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百七 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百八 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百九 神社崇敬ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百十 神社行政統一ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百十一 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百十二 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百三 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百四 神社崇敬ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百五 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百六 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百七 神社崇敬ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百八 神社行政統一ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百九 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百十 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百十一 神社崇敬ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百十二 神社行政統一ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百三 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百四 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百五 神社崇敬ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百六 神社行政統一ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百七 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百八 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百九 神社崇敬ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百十 神社行政統一ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百十一 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百十二 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百三 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百四 神社崇敬ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百五 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百六 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百七 神社崇敬ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百八 神社行政統一ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百九 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百十 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百十一 神社崇敬ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百十二 神社行政統一ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百三 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百四 神社崇敬ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百五 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百六 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百七 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百八 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百九 神社崇敬ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百十 神社行政統一ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百十一 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百十二 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百三 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百四 神社崇敬ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百五 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百六 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百七 神社崇敬ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百八 神社行政統一ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百九 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百十 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百十一 神社崇敬ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百十二 神社行政統一ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百三 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百四 神社崇敬ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百五 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百六 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百七 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百八 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百九 神社崇敬ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百十 神社行政統一ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百十一 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百十二 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百三 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百四 神社崇敬ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百五 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百六 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百七 神社崇敬ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百八 神社行政統一ニ關斯ル建議案(早川龍介君提出)

一百九 製茶試驗場設立ニ關斯ル建議案(鈴木辰次君提出)

一百十 丹後鐵道建設ニ關斯ル建議案(岡田泰藏君外六名提出)

一百十一 神社崇敬ニ關斯ル建議案(大津淳一君提出)

一百十二 神社行政統一ニ

鐵道建設ニ關スル建議案

提出者 吉田虎之助君 島田保之助君

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

政府ノ社會政策立物價騰貴ニ關スル質問主意書(藏原惟郭)

政治的智德涵養ニ關スル質問主意書(村松憲一)

殉難者ヲ靖國神社へ合祀ノ請願ニ關スル質問主意書(島田三郎君)

帝國國防ニ關スル質問主意書(柳家太郎)

陰陽聯絡鐵道ニ關スル質問主意書(福井三郎君)

一昨十二日横田大審院長ヨリ議員久保伊一郎ニ係ル恐喝及公務員虚偽文書作成被告事件ニ付去十一日同院ニ於テ上告棄却ノ結果四十四年十二月四日大

阪控訴院ニ於テ言渡シタル懲役八月ノ裁判確定候旨通報ヲ受領セリ

一常任委員ノ補闕選舉ニ左ノ通り當選セラレタリ

第一部 決算委員 河野政太郎君

第七部 決算委員 陥泰碩君

第八部 決算委員 神保東作君

一病氣ノ爲委員辭任ノ申出左ノ如シ

第二部選出 決算委員 吉田虎之助君

第六部選出 決算委員 川真田徳三郎君

(左ノ報告ハ朝讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

一去十二日讀長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

權太ニ於ケル石炭ノ採掘ニ關スル法律案

井上角五郎君 高橋直治君 守屋此助君

新聞紙法中改正法律案

松田源治君 吉植庄一郎君 富田幸次郎君

登記ニ關スル法律案

鵜澤總明君 斎藤二郎君 山田珠一君

柏原左源太君 澤來太郎君 村松恆一郎君

川村瞳君 大竹貫一君 加治壽衛吉君

板倉中君 大久保允太郎君 関和知君 加瀬禧逸君

河野郁太郎君 有本藏君 水野正己君

灾害地地租特別處分法案

長崎登君 笠川繼孝君 近江谷榮次君

刑事訴訟法中改正法律案

阿部徳三郎君

辻川與一右衛門君

高木益太郎君 安東敏之君 花井卓藏君
一委員長及理事左ノ通選定セラレタリ
日本刀劍鍛冶法維持ノ爲ニ刀劍師養成ニ關スル建議案委員會
委員長 井上角五郎君 理事 駒田小次郎君
銚子港修築ニ關スル建議案委員會
委員長 横田石炭ノ採掘ニ關スル法律案委員會
委員長 井上角五郎君 理事 加瀬禧逸君
新開紙法中改正法律案委員會
委員長 松田源治君 理事 古賀庸藏君
登記ニ關スル法律案委員會
委員長 板倉中君 理事 加瀬禧逸君
災害地地租特別處分法律案委員會
委員長 河上英君 理事 山田珠一君
齋藤宇一郎君

○議長(大岡育造君) 是ヨリ會議ヲ開キ、御詰リテ致シマス、唯今報告ノ常任委員ノ辭任ニ關シテ、之ヲ許可スルニ御異議ハアリマセスカ
(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス、而シテ其部ノ諸君へ速ニ補闕ノ選舉ヲ行ハレテ、御届ヲ願ヒマス、委員長及理事ノ選舉方ニ付キマシテ、豫メ宣告ヲ致シテ置キマス、最早會期切迫ノ場合テアリマスカラ、特別委員ニ選定セラレタル諸君ハ散會後直ニ委員長理事ヲ互選セラレタイコトアリマス、尙モウ一回甚ダ遺憾都度公告ヲ致シマス、尙階上ノ例ノ所ニ掲示ヲ致シテ置ク皆デアリマスカラ、ソレヲ御覽ヲ願ヒタク、先日モ御注意ヲ促シテ置キマシタコトアリマスガ、尙モウ一回甚ダ遺憾ナガラ御注意ヲ由上ゲマス、本會ニ御出席ヲ促スコトハ先日申シマシタガ、委員會ニ御出席ガ十分ニアリマス、本日モ養老法案ノ委員會、區裁判所事務開始復舊ニ關スル建議案外一件ノ委員會、辯護士法改正法律案委員會、共ニ出席委員定數ニ充タザルガタメニ流會トナリマシタ報告ヲ受ケマシタ此ノ如キ次第アリマスカラ、委員ニ指名セラレタル諸君ニ成ベク時間ヲ正シク御出席ニナルヤウニ希望ヲ致シマス
○守屋此助君 唯今ノコトニ付キマシテ申シマスルガ、委員會ガ開ケザルコトノ原因ガ特別委員ナル議員諸君ノ御不參ノタメニ流會ニナルモノノ間ミアルコトハ、私ハ承知致シテ居リマス、サウシテ私が關係致シテ居リマスル委員會ハ多ク政府ノ大臣並ニ政府委員ガ御缺席ノタメニ流會ニナルモノガ多キアリマス、ソレ故ニ議長ハ議員ニ向テソレダケノ御注意ニナル事柄ハ至極尤ニ私ハ考ヘマスカラ、謹此點ハ吾々が遵奉致シマスルガ、政府ノ大臣並ニ政府委員ニモ唯今タケノ御注意アランコトヲ希望致シマス
○議長(大岡育造君) 了承致シマシタ、日程第一、關稅定率法中改正法律案ノ

第一讀會ヲ開キマス

關稅定率法中改正法律案

第一讀會

第七條第二十三號中「種羊及種禽」ヲ「種羊、種禽、獸疫免疫血清及獸疫豫防接種液ニ改ム

別表輸入税表中第二百九十九號第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ第四項ヲ第五項、第五項ヲ第六項トス

四

漂白シタル平織ノ亞麻布及亞麻綿交織布(百
平方メートルニ付四十キログラムヲ超エサ
ルモノ)

ノ絲數二十五ヲ超エ三十五ヲ超エサルモノ

亞麻綿交織布(百
ケル經緯ノ絲數二十四ヲ超エ二十ヲ超エ
サルモノ)

甲

亞麻布(五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯
無税ニシテ「ブレート」ヲ無税ニシナイト云フ理由ハ如何ナル方針ヲ執ラレタノデアリマス、而シテ此關稅定率ヲ改正スルニ當ラテ單ニ平仄ノ合ハストコロノ「リンネルユニオン」ヲタモニアリマスケレドモ、今日ハ毎年三四百万圓ノ加工シテ再輸出ラシテ居ルノデアリマス、カ、其邊ノ詳細ニ御説明アランコトヲ望ミマス

乙

亞麻布(五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯
無税ニシテ「ブレート」ヲ無税ニシナイト云フ理由ハ如何ナル方針ヲ執ラレタノデアリマス、而シテ此關稅定率ヲ改正スルニ當ラテ單ニ平仄ノ合ハストコロノ「リンネルユニオン」ヲタモニアリマスケレドモ、今日ハ毎年三四百万圓ノ加工シテ再輸出ラシテ居ルノデアリマス、カ、其邊ノ詳細ニ御説明アランコトヲ望ミマス

無税

本法ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(大藏大臣山本達雄君登壇)

○大藏大臣(山本達雄君) 諸君、關稅定率法中改正法律案ノ第一ノ畜產ニ關スルコトノ説明ヲ致シマスガ、畜產ノ改良ハ必要ナル事業ニアリマスルガタメニ、既ニ關稅定率法ニ於キマシテ國、道、府縣及產牛馬組合ノ輸入スル種馬牛ハ輸入稅ヲ是マテ免除シテ居リマシタ、而シテ其牛馬ノ改良ヲ計テ居リマシタガ、又此獸畜ニハ往々惡疫流行ノ多大ナル損害ヲ被シテ、畜產改良上妨害ヲ來スコトが少ナクナインデアリマス、ソレガタメニ獸疫豫防上必要ナル血清及接種液ノ輸入稅ヲ免除シテ、以テ畜產ノ保護ヲ計リ、其改良發達ノ目的ヲ達シヤウト云フ次第デ、此免稅ヲ提出シタル次第ゴザイマス、又此ノ「リンネン」ヲ以テ加工シマスル、ソレニ就テノ免稅デゴザイマスガ、此亞麻布等ニ加工シマシテニアリ國ニ輸出スルコトハ頗爾有利ノ事業デゴザイマス、今回其重ナル輸出國ニ於キマシテ、稅法ノ適用ヲ改メマスル結果トシテ、我加工品が獨リ不利ノ地位ニ陥ダテ加工業衰頽ノ悲運ヲ來スト云フコトノ恐ガ生ジマシタノデゴザイマス、此不利ヲ避ケルコトハ輸入加工原料品ヲ無稅ニスルヨリ外ニ之ヲ避ケル途ハナインデアリマス、故ニ其最モ重要ナルモノデ以テ我國ニ產出モセズ、又殆ド日本ニ輸入シテ、サウシテ日本デ消費ブシマセナイ、其麻布ニ限リマシテ、之ヲ無稅シテ而シテ今ノ輸出ノ目的ヲ達シタ伊ト云フタメニ、其物ニ限シテ無稅ニ致シタイト云フ積リゴザイマス、右ヤウノ次第ニアリマスカラシテ、ドウカ御審議ノ上、兩様共ニ御協賛アランコトヲ願ヒマス、殊ニ此亞麻布ノ方ニ於キマシテハ其輸出國ガ來月一日ヨリ稅ノ施行法ヲ改正スルコトニナシテ居リマシテ、甚ダ急ヲ要スルコトニアリマスカラシテ、願クハ成ベク速ニ御協賛アランコトヲ希望致シマス

○武藤金吉君 大藏大臣ニ質問ガアリマス、御許ヲ願ヒマス——宜シウゴザイマスカ
○議長(大岡育造君) 宜シウゴザイマス

○武藤金吉君 唯今御説明ニナリマシタ關稅定率法中ノ別表輸入稅表中ノ一百九十九號ノ「亞麻布五ミリメートル」平方内ニ於ケル經緯ノ絲數二十五ヲ超エ三十五ヲ超エサルモノ」ソレカラ乙ノ方ノモノニ對シテ無稅ニスルト云フ 改正案ヲ出サレテ居リマスカ、是ハ「リンネルニオントニアリマス、然ルニ此外國カラ輸入シテ三割ノ稅ヲ課シテ居ル」ブレードヲ無稅ニシナイト云フ 理由ハ如何ナルコトニアリマス、モウ一ハ唯今對手貿易國ト申サレマシタガ、是ハ亞米利加テアラウト思フ、亞米利加ハ關稅定率ノ改正ニ對シテ、我政府ニ如何ナル交渉ヲ重ねラマシタカ、又亞米利加ト日本トノ今日マテノ交渉ノ結果ハ唯今大藏大臣ノ御説明デハ不満足ニアリマス

ス、此貿易上大切ナル交渉ラ此ノ如ク簡單ナル、此ノ如ク不親切ナルトコロノ説明ヲ以テ、吾ニ議員ハ之ヲ承知スルコトハ出來ナイノニアリマスカラ、亞米利加政府ト交渉ノ顛末ヲ詳細ニ御説明ヲ願ヒタ、御承知ノ通り此加工品ハ僅ニ三十四年カラ輸出ニナツクモノアリマスケレドモ、今日ハ毎年三四百万圓ノ加工シテ再輸出ラシテ居ルノデアリマス、而シテ此關稅定率ヲ改正スルニ當ラテ單ニ平仄ノ合ハストコロノ「リンネルユニオン」ヲタモニアリマスケレドモ、今日ハ毎年三四百万圓ノ加工シテ再輸出ラシテ居ルノデアリマス、カ、其邊ノ詳細ニ御説明アランコトヲ望ミマス

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 議長

○武藤金吉君 關稅局長ニハイケマセヌ、大臣が御答ヘニナラヌデハイケマセヌ

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 議長

(政府委員櫻井鐵太郎君登壇)

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 唯今武藤君ノ御質問ニアリマスガ、加工品ノ原料トナルトコロノ亞麻布其他ノ物ヲ無稅ニシテ同時ニ「ブレート」ヲ無稅ニセヌノハ不權衡アル、其理由如何ト云フ御問ニアリマスガ、唯今大藏大臣が提出ノ理由ヲ説明致サレマシタ通り、今回ノ法案ニ依リマシテ無稅ト致ストコロノ亞麻織物ハ内地ニ於テ生産ノ無イモノニアリマシテ、而シテ其物ガ殆ド全部外國へ出テ行クト云フ品物デアル故ニ、之ヲ無稅ニスルノが適當デアラウト云フノデ、斯ウ云フ立案ラシタノデアリマス、唯今御質問ニアリマシタ「ブレート」ナルモノハ外國カラモ輸入致シマスガ、併ナガラ今日デハ相當ノ產額ガ内地ニ於テ最早出來ア居リマス、而シテ輸出業者ハ内地ニ於テ生産シマシタコロノ「ブレート」ヲ使シテ、ワレヲ輸出ニ供シテ居ルト云フ 實況ニアリマスカラ、此物ト先刻述ベマシタコロノ外國ヨリ輸入スルトコロノ亞麻布トハ取扱ヲ異ニシナケレバナルマイト考ヘテ居リマス、ソレカラ重ナル輸出先ト云フコトヲ先刻大臣ノ述ヘラマシタノハ、御尋ノ通リ亞米利加デアリマス、而シテ亞米利加トノ交渉ト云フコトニ於テハ、是ハ政府全體ガ交渉ナシテ居ルコトニアリマスカラシテ、一部ノ説明ヲ申上ゲルコトハ不十分ト思ヒマス、ソレ等ノ細カナコトニ至リマシテハ宜シク委員會ニ於テ十分ナル説明ヲ申上ゲヤウト存シマスカラ、然ルベク御承知ヲ願ヒマス

○武藤金吉君 尚御尋致シマス、亞米利加ニ於テハ既ニ此關稅ノ改正ニ對シテ、二月一日ノ實施期ト云フコトヲ我政府ニ通告サレテ居リマス、而シテ我政府ニ於テハ之ヲ四月一日マテ延期シテ吳レロト云フコトニナシテ居ルト思フ、然ルニ此關稅定率ニ對シテハ、殆ド全世界ニ對シテ我政府ハ餘リ好成績ヲ舉ゲテ居ナシ、殊ニ亞米利加ノ如キハ既ニ二月一日ニ實施スルト云フ通告ヲ受ケテ居テ、四月一日マテ延ベテ吳レロト云フノテ、此案ヲ議會ニ提出スルト云フコトハ怪シカラヌコトアル、是等ノ説明ヲシナイト、委員會ニ説明ヲスルカラト云フテ道レルト云フノハ、甚ダ其責任ヲ完ウセザルモノト考ヘル、現ニ外務大臣ハ此席ニ出テ居ラレナイ、此場合外務大臣ニ代シテ大藏大臣ハ適當ナル説明ヲスルコトガ當然ト思ヒマス、逃ダナインデ、大藏大臣ハ此場合ニ於テ、亞米利加トノ交渉顛末ヲ報告セラレンコトヲ望ミマス

(政府委員櫻井鐵太郎君登壇)

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 唯今武藤君ヨリ御質問ニアリマスガ、今回ノ改正案ヲ提出致シマシタ理由ハ、亞米利加ニ於テ日本ノ「リンネル」ノ加工品ニ對スルコロノ課稅ノ解釋ヲ四月一日ヨリ變ヘルト云フコトアルノニアリマシテ、亞米利加政府ガ稅率ヲ改正シタノデハナインデゴザイマス、解釋ヲ四月一日ヨリ變ヘルト云フコトニナシテ居ルノ

デアリマス、サスレバ其結果が我大切ナル輸出品ニ不利ナル結果ヲ來シマスルが故ニ、是ニ於テ輸入ノ「レンネル」ナル物、而モ内地ニテ生産シマセヌモノニ限ツア、之ヲ無税トスル、而シテ此不利ヲ救濟シヤウト云フ考デアリマス、右ニ依テ御承知ヲ願ヒマス

○武藤金吉君 要領ヲ得マセヌ
○早速整爾君 私モチヨット大藏大臣ニ御尋ラシタインデアリマス、關稅定率ハ昨年ヨリ實施ニナツタ法律デゴザイマスガ、惡ルイ處ガアレバ之ヲ改正セラル、ト云フコトハ、私モ同意ヲ致スノアリマス、私ノ見ルトコロニ依レバ、實施後日尙淺シト雖モ、此關稅定率ノ中ドウシモ改正ラシナケレバ、ナラニ重大ナ問題ガ二三他ニアリハシナイカト思フノアルカ、其點ハ窺知ルコトガ出來ヌノアリマスガ、大藏大臣ノ御意見トシテ此關稅定率中ニ今日御提出ニナツタ改正案ノ如キモノ、外ハ改正ヲ要スル點ナシト御認メニナツテ居リマスカ、現行ノ關稅定率ハ完全無缺デアッテ、今日御提出ニナツタ改正ノ外ニ大ニ改正スベキ箇條ガナイト、斯ウ云フ風ニ御認メニナツテ居リマスカ、或ハ既ニ取調ベニナツテ居モノガゴザイマスレバ、併セテ御答ヲ願ヒタインデアリマス

(大藏大臣山本達雄君登壇)

〔細カイコトハ委員會ト呼フ者アリ〕

○大藏大臣(山本達雄君) 御答致シマスガ、目下ノトコロ此亞麻ノ問題ヨリ外ニ改正ヲ必要トスルヤウナコトハナインデアリマス、ソレダケ御答致シマス
〔次ノ日程ニ移ラレントコトヲ望ミマス〕ト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 日程第一、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ニ移リマス

○恵松隆慶君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレントコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 恵松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ、本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマシタ――日程第二、朝鮮醫院及濟生院特別會計法案ノ第一讀會ヲ開キマス――荒井政府委員

第三 朝鮮醫院及濟生院特別會計法案(政府提出) 第一讀會

朝鮮醫院及濟生院特別會計法案
朝鮮醫院及濟生院特別會計法

第一條 朝鮮總督府道慈惠醫院及朝鮮總督府濟生院ノ會計ハ之ヲ通シテノ特別會計トシ資金ヲ有シ政府支出金、資金ヨリ生

第二條 前條ノ政府支出金ハ年額金四拾五萬圓ヲ限トシ毎年度豫算ノ定ム
スル所ニ從ヒ朝鮮總督府特別會計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

第三條 資金ハ政府ヨリ交付シ又ハ他ヨリ寄附シタル財產及歲入殘餘ヨリ成ル
第四條 資金ハ之ヲ支消スルコトヲ得ス但シ用途ヲ指定シタル資金ハ用途

第五條 指定者ノ同意ヲ得テ元金ヲ使用スルコトヲ得
第六條 費修繕費、雜支出金、其ノ他寄附者ノ指定シタル費用ヲ以テ本會計ノ歲出トス

出トス

第六條 政府ハ毎年度本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第七條 每年度豫算ニハ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲豫備費ヲ設クノ買入ヲ爲ス場合ニハ前金拂フ爲スコトヲ得

第十條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附則 本法ハ明治四十五年度ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際朝鮮總督府醫院及朝鮮總督府道慈惠醫院ニ屬スル財產ハ總テ之ヲ本會計ノ資金ニ編入スヘシ
(政府委員荒井賢太郎君登壇)

〔簡単ト呼フ者アリ〕

○政府委員(荒井賢太郎君) 朝鮮總督府ノ醫院、同慈惠醫院及朝鮮總督府濟生院、此經費ヲ各院ノ收入シマスルトコロノモノト、各院ノ有シマスル資金カラ生ズル利子及寄附金ト云フモノト合セマシテ、政府ノ支出金ヲ以テ支辨サシテ往カウ、恰モ内地ノ學校ノ經理ト同様ノ風ニ經理ラシテ往カウ、而シテ政府ノ支出金ハ一定ノ限度ヲ置キマシテ、漸次病院等ヲシテ自衛獨立サシテ往クヤウナコトニ致シタイ、斯ワ致シマスル趣意ヲ以チマシテ本案ヲ提出致シマシタ、左様致シマスルニハ其歲入歲出ヲ別途ノ經費ト致シテ、特別會計ヲ設置スルノ必要がアルト云コトカラ致シマシテ、本案ヲ提出致シマシタ、是ハ内地ノ學校等ノ例ト同様デゴザイマスルカラシテ、何卒御協賛ヲ願ヒタイノアリマス

○議長(大岡育造君) 別ニ御質問ガナケレバ、日程第四、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ニ移リマス
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○恵松隆慶君 本案モ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレントコトヲ望ミマス
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ、本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決定シマス――日程第五乃至第七ハ同一委員ニ付託シタル關聯ノ案デアリマスカラ、一括シテ議題ニ供シタル意思ヒマス、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(大岡育造君) 御異議ガナイヤウテアリマスカラ、第五、第六、第七ヲ一括シテ議題ニ供シマス
(戶狩權之助君登壇)

第五 樺太酒類出港稅法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長)

第六 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長)

第七 明治三十四年法律第十號中改正法 律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長)

○戶狩權之助君 委員會ノ結果ヲ報告致シマス、本案ノ大體ノ趣意ハ樺太ノ農產

物ヲ利用致シマシテ、燒酎若クハ酒精等ヲ樺太以外ニ輸出ラシテ、サウシテ移民ノ獎勵ヲスルト云フ大體ノ案ニナシテ居リマスルガ、是ハ政府當局ト數回質問ヲ致シマシテ其結果、樺太ノ所謂拓殖政策トシテへ最モ必要案ト認メマシテ、全會一致ヲ以テ政府案ヲ可決致シテゴザイマス、ソレカラ尙此出港三稅ヲ課スルノアルカラシテ、多額ノ稅金ニアリマスルガ、若シ出港スル場合ニハ嚴重ニ取締ラ樺太長官が責任トシテ此取締ヲ嚴重決定シマスルト其結果ニ依リテ、此工業用酒類ノ戻稅法ノ改正が必要アリマシテ、是モ政府案通リニ賛成致シマシタ、第七ノ明治三十四年法律第十號中改正法律案、是モ自然ノ結果、第一條、第二條ニ改正ヲ加ヘテ造石稅ノ下ニ「出港稅」ト云フ文字ヲ加ヘタケテアリマス、總テ政府案ヲ可決致シマシタ、此段報告致シマス。

○恆松隆慶君 本案ハ二案共皆聯關係問題アリマス、即チ此取締ヲ厲行スルト云フ條件ノ二讀會ヲ開キ、讀會ノ順序ヲ略シテ委員長報告通り決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 恒松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

樺太酒類出港稅法案

工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法中改正法律案

確定議
確定議

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ二案共ニ讀會ヲ省略シテ可決確定致シマシ
▲ 日程第八、保險業法中改正法律案、第一讀會ノ續、委員長小川平吉君

第八 保險業法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長)
(報告)

(小川平吉君登壇)

(拍手起立)

○小川平吉君 保險業法中改正法律案ノ委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、本案ハ昨年商法及非訟事件手續法ノ改正がアリマシタノテ、之ニ對スル調和ヲ圖ルコト、竝ニ保險業法制定以來、保險事業ノ發達ニ伴ヒマシテ、或ハ監督上ニ於テ不完全ナル點ヲ發見シ、又保險業者ノ事業經營上ニ不便ヲ感ズル點ヲモ發見致シマシタガタメニ、是等ノ點ニ向シテ改正ヲ加ヘテ、他ノ法律ニ此調和ヲ圖ルト同時ニ保險事業ニ對スル監督ヲ嚴重ニ致シ、會社ノ基礎ヲ鞏固ニ致シマシテ、以テ被保險人ノ權利ヲ保護スルト云フコトガ、大體ノ眼目デ此目的ニ從テ改正ヲセラレテ居リマスルノアリマスル、委員會ニ於テハ會議ヲ開クコト六回、頗ル綿密ナル質問、討論ガゴザイマシタ、其六回ノ間ニハ數回ノ祕密會ヲモ開キマシタ、慎重ニ審議ヲ致シマシタル末ニ御手許ニ回シテアリマスル如ク、第四條、第二十條、第八十六條、第一百十一條ノ三此四箇所ニ向シテ修正ヲ加ヘンタガ、細カイコトハ速記録ニ於テ御覽ヲ願ヒタイト思フノアゴザイマス、第四條ハ生命保險ニ付テ再保險ヲ爲スコトヲ許スコトニ修正ヲ致シタノアゴザイマス、是ハ特別ニ規定致シマセヌケレバ、生命保險會社ニ於テ再保險ヲスルコトガ出來ナインデアリマスカラ、再保險ヲスルコトノ規定ヲ新設ケマシタノアゴザイマス、其外ノ點ハ此相互會社ノ支配人ノ專任及代理權ノ消滅ノ登記等ノコトアリマシテ、茲ニ申上ケルノハ却テクダ(シイコトニアラウト考ヘマスカラ略シマシテ、書類ニ就テ御覽ヲ願フコトニ致シマ

○議長(大岡育造君) 保險業法中改正法律案(政府提出)
(拍手起立)

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

保險業法中改正法律案(政府提出)

確定議

○議長(大岡育造君) 更ニ御異議ガナイト認メマスカラ委員長報告通り可決確定シタルコトヲ宣告致シマス——日程第九、第十此二案ハ同一委員ニ付託シタル關聯ノ案デアリマスルカラ、之ヲ一括シテ議題ニ付シテ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレハ第九、第十ヲ一括シテ議題ニ供シマス、委員長塚田啓太郎君

第九 腸虎臍肭獸獵獲禁止ニ關スル法律 第一讀會ノ續(委員長)
(案(政府提出))

第十 腸虎臍肭獸獵業者等ニ對スル交付 第一讀會ノ續(委員長)
(案(政府提出))

○塚田啓太郎君 腺虎脰肭獸獵獲禁止ニ關スル法律案ト、腺虎脰肭獸獵業者等ニ
對スル交付金下付ニ關スル法律案ハ相關聯致シテ居ル。法律案アリマスカラ、兩案ヲ
一括致シマシテ四回委員會ヲ開イテ、農商務、大藏兩省ノ政府委員ヨリ詳細ナル說
明ヲ聽キマンタ、本案ハ諸君ノ御承知ノ通リ腺虎、脰肭獸等ノ禁殖ノタメニ日、英、米、
露、四箇國ノ間ニ締結シタ條約ニ基テ提出致シマシタ法律案デアリマスカラ、特ニ外務
大臣ノ出席ヲ求メテ、公會及祕密會ヲ開イテ、詳細説明ヲ聽キマシタノデアリマス、而
シテ北緯三十度以北ノ太平洋ニ於テ腺虎、脰肭獸ノ獲獲ヲ禁シ、帝國ノ海岸ヨリ三
海里以外ノ海面ニ於テ、腺虎ノ獵獲ヲ禁ズルノハ最モ必要アルト認メマシテ、委員會
ハ滿場一致ヲ以テ原案ノ通り可決致シマシタ、(恆松隆慶君「議長」ト呼フ「マダ」ト呼
フ者アリ)笑聲起ル「謹聽」ト呼フ者アリ)次ニ此腺虎、脰肭獸業者ニ對スル交付金
ニ關スル法律案ニ付キマシテヘ、前法律案ニ附隨スル當然ノ結果ヨリ出マシモノアリ
マスカラ、大體ニ於テ異議ノアル譯ハアリマセヌ、(恒松隆慶君「議長」ト呼フ「マダ」ト呼
フ者アリ)笑聲起ル「謹聽」ト呼フ者アリ)次ニ此腺虎、脰肭獸業者ニ對スル交付金
ノ他ノ船員ニ在リテハ其ノ七割以内トアルノヲ「十割」ト修正スルト云フ說デアリマシタ
カ、此說ハ不幸ニシテ成立致シマセヌアリマシタ、其他ノ修正說ハ第六條中「前項ノ
迴送ヲ爲サル者ハ交付金ヲ受クルコトヲ得ス」トアル次ニ但書ヲ加ヘマシテ、其修正說ノ
一ツハ第二條ノ中ノ「測量士ニ在リテハ其ノ十割」トアルノヲ「十二割」ト修正スルト云
フ修正說デアリマシタ、此修正說ハ滿場一致ノ賛成ヲ得テ可決致シマシタ、此修正以
外ノ條項ハ總テ原案ノ通り可決致シマシタ、ヤハリ此兩案トモ委員諸君ハ大熱心ヲ
以テ調査シテ矣レマシテ、此段モ併セテ御報告致シマス(拍手スル者アリ)笑聲起ル
○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ直ニ二讀會ヲ開キマス、讀案全部ヲ議題ト
致シマス——藏原惟郭君

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 本案ノ二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ諮リマス

○恆松隆慶君 直ニ二讀會ヲ開キ、讀會ノ順序ヲ略シテ確定セラレンコトヲ望ミマス

○藏原惟郭君 私ハ修正意見ガアリマス

○議長(大岡育造君) 藏原君、暫ク御待チ下サイ修正ナラバ——二讀會ヲ開キマス

ヤヲ諮リマス、直ニ二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ直ニ二讀會ヲ開キマス、讀案全部ヲ議題ト
致シマス——藏原惟郭君

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○藏原惟郭君登壇

(拍手起ル 脣肭獸業者ニ對スル交付金下付ニ關スル法律案)

臣虎脰肭獸獵獲禁止ニ關スル法律案
臣虎脰肭獸獵業者等ニ對スル交付金下付ニ關スル法律 第二讀會

臣虎脰肭獸獵業者等ニ對スル交付金下付ニ關スル法律案
臣虎脰肭獸獵業者等ニ對スル交付金下付ニ關スル法律 第二讀會

○藏原惟郭君 諸君、私ハ臣虎、脰肭獸鈍獵業者ニ對スル交付金下付ニ關スル法
律案中第二條ノ中ノ第一項即チ「前條第一項第一號ニ該當スル者ニ對シテハ一年ノ
認定猶獲物賣拂代金ノ五割」トアルヲ「三割」ト修正致シマス、二項「前條第一項第
二號ニ該當スル者ニ對シテハ明治四十四年十二月十五日以前ニ於ケル該所有物ノ
認定價額ノ七割」トアルヲ「四割」ニ修正致シマス、三項「前條第一項第三號又ハ第
四號ニ該當スル者ニ對シテハ各其ノ一年ノ認定收入額ニ依リ船長及測量士ニ在リテ
ハ其ノ十割」トアルヲ「十二割」銃手ニ在リテハ其二十割其他ノ船員ニ在リテハ其七

割以内トアルヲ「十割以内ト修正スル」意見ヲ提出スルノアリマス、而シテ諸君、此修正ヲ爲ス所以ノモノハ、此法律案ハ餘リ船主ニ重キヲ指イテ、下等船員ニ薄キガ故ニアリマス、御承知ノ通り總テ此船主ナル者ニ對シテハ、其所有船ニ於テハ相當ノ保護金ガ與ヘラレテ、而シテ其保護金ハ一頓ニ付テ十八圓以上二十三圓ト云フ「割合ヲ以テ交付金ヲ政府ヨリ授ケラレテ、居ルノデアリマス、其他此銃獵ニ依ツテ多大ナル利益ヲ得テ居ルト云フコトモ事實ニアル、而シテ此船主等ハ殆ド一人ハカリテ、之ヲ占メテ居リマスルが、是等ノ多クハ皆數十万圓ノ財産ヲ所有シテ居ルトコロノ立派ナル商人デアリマス、立派ナル銃獵者ナル次第アアルが故ニ、之ヲ保護スルト云フコトハ十分分マデ爲シテ居ル、而シテ此法律案ノ性質ナルモノハ、其精神ヲ問ヘバ決シテ之ハ此損害ニ對スル賠償デナクシテ、是ヨリ生ズル——此法律案ヨリ自然生シテ轉業、其他ノ業務モ從事スルニ困難ナルトコロノ船員或ハ測量士或ハ銃手等ヲ其衣食ヲ助クルガタメニ法津案アル、其救濟ノ精神ヲ達スルタメニ、最モ此困難ニ追リツ、アルトコロノ銃獵手、若クハ船長、若クハ測量士、若クハ此船員等ニ在ルト云フコトハ、ソレハ賭易キ事實デアリマス、而モ是等ノ多クノ此船員等ハ、皆船主ヨリ若干ノ金ヲ毎年々々其銃獵期ニ先ダツテ貸借ラシテ居ルトコロノ者アアル、是等ノ貸借ナルモノハ、即チ其年ノ其獲得ノ利益、獨獲ノ其結果ニ依テ、之ヲ差引カレル、之ヲ返済スルト云フ趣意目的ヲ以テ貸附ケルトコロノ船主モ承知ヲシ、之ヲ借ルトコロノ船員其他モ承知ヲシテ居ルト云ハコト、此法律案トハ何等ノ關係カナイカラ少シモ知ラヌ、左様ナコトハ土臺此全體爰ニヤウナ次第アリマス、而シテ此借金ハ既ニ殆ド十有何名、殆ド二十一名ニ近イ者ハ即チ船主ヨリ訴訟ヲ起サレテ、裁判沙汰トナシテ居ルヤウナ次第アルノデアリマス、政府委員ハ是等ニ對シテハ何ト考ヘルカト云フコトヲ、私ハ委員會ニ於テ質問シタラバ、借金ノコト、此法律案トハ何等ノ關係カナイカラ少シモ知ラヌ、左様ナコトハ土臺此全體爰ニノハ即チ彼等ガ其勤キタルトコロノ結果ニ依テ、其借金ヲ返戻スルトコロノ途フ杜絶シ關係アルモノデハナイト云フ冷淡ナル返答デアリマシタケレドモ、徐々ニ諸君冷靜ニ此問題ヲ研究スルナラバ、即チ此借金ノ問題ハ自然此脰脢獸、脰虎獵ニ從事スルコトヲ禁止スル法律案ノ性質ハ、即チ彼等ノ營業ヲ奪タノデアル、彼等ノ營業ヲ奪タノコトハ即チ彼等ガ其勤キタルトコロノ結果ニ依テ、其借金ヲ返戻スルトコロノ途フ杜絶シタモノデアリカラ、即チ此法律案ノ結果、禁止法律案ノ結果ハ彼等ニ一大打撃ヲ與ヘテ、彼等ハ遂ニ之ヲ返戻スルノ途ヲ今日ハ失ウテ居ルノデアリマス、故ニ直接ニ此度ノ所謂交付金ノ此下付ニ付テ、是等ノ彼等ノ貸借上ノ問題ヲ直ニ是ハ保護スルト云フヤウナコトハ、固ヨリ爲シ得ザルコトニアルケレドモ、彼等ノ借金ニ對シテ其返法ノ付クヤウナ途ヲ開イテヤルト云フコトハ、相當ナコトデアル、然ルニ彼等ノ即チ一年ノ稼高ノ平均價額ニ依シテ、此下付金ヲ與ヘル、救濟スルト云フコトハ、到底彼等ノ借金ヲ返スドコロデハナイ、彼等ニ下付金ガアルガタメニ、却テ船主即チ金主ノ督責甚ダ急ニシテ、而シテ彼等ハ益窮境ニ陥ルト云フコトハ、鏡ニ懸ケテ見ルヤウナコトデアル、明ナル事實デアル、斯様ナ事柄ニ彼等ヲ陥ラシメテ、果シテ此百十二万圓ノ大金ヲ彼等ニ下付スル救濟ノ目的ヲ達スルト云フ此法律案ノ精神ヲ貫徹セシメ、徹底セシメ得ルト諸君ハ之ヲ思考セラル、デアラウカ、斷シテ私ハサウ云フ次第ハナイト云フコトハ御同感デアラウト思フノデアリマス、ソレ故ニ彼等ハ其上ニ彼等ノ生涯ハ海ノタメニ費サシテ居ルノデアル、彼等ノ生涯ハ此脰虎、脰脢獸銃獵ノタメニ捧ヶラレテ居ル、而モ政府ハ獎勵ニ獎勵ヲ加ヘテ、而シテ今日ニ至ラシメテ、遂ニ其結果、彼等ノ業ヲ奪ヒ、彼等ヲシテ

遠方ニ迷ハシムルニ至シテ、彼等ハ今日轉業ノ途ガナイ、而シテ此轉業ノ途ヲ失フ者ハ銃薦手、若クハ測量士、若クハ船員デ、是等ノ悉ク皆其途ニ窮シ、其職ヲ失フ譯アヘキハ、如何ナル場所ニモ、即チ其職ニ就ク途ガアルト云フケレドモ、事實ハ然ラズ、未ダ曾テ一人モ法律案ノ禁止ガ出テ以來、一人トシテ職ヲ得タ者ハナリ、船長トシテ他ノ船ニ船長タリシ者ハ一人モナリ、船員トシテ他ノ船ニ船員タル者ハ一人モナイト云フヤウナ、憐レナ彼等ハ境遇ニ呻吟シツ、アルノアリマス、今日有ツテ明日ヲ知ラザルトコロノ因第二陷ルトコロノ彼等ヲ救フトコロノ此法律案ノ精神目的ハ、徹底スルコトが出來ナイト云フコトハ、即チ船主ニ厚クシテ此船員其他下級ノ之ニ從業スルトコロノ者ハ薄イト云フコトガ、此法律ノ大缺點デアルガ故ニ、私ハ更ニ進ンデ此百十二万圓ヲ百六十万圓ニモシタ伊云フ意見ハアルケレドモ、今日ノ日本ノ財政ニ於テハ許サナイガ故ニ、

百十二万圓ノ中ヨリシテ、此船主ノ利益ヲ幾分カ殺イテ、而シテ其中ヨリ此所謂ソレ以下ノ者ニ、其交付ノ額ヲ増スト云フコトハ當然ノコトアルガ故ニ、私ハ茲ニ修正意見ヲ提出シタ所以アルノアリマス、諸君、此趣意精神ニ依テ願クバ此下級ナル者ノ苦ム者ヲ憐ム一片ノ同情ノ勃起シテ諸君が此案ヲ修正スルコトニ賛成セラル、コトヲ希望シマス、然レドモ諸君最後ニ私ハ一言セザルヲ得ヌ政友會ノ諸君ハ多クハ必ず賛成セヌアラウト思フ(ヒヤー)而モ此案ハ甚ダ委員會ニ於テ一言ノ異議ヲ與ヘルトコロナク、全然政府案ヲ賛成シテ何等恥ヅルトコロナキガ如キハ、果シテ堂々タル國士ヲ以テ任ズルトコロノ諸君ノ公平ナル態度アルカ、私ハ甚ダ疑ハザルヲ得ヌ、諸君他日我案ニ賛成セラルノ秋ガ來ルコトヲ思ヘルデアラウ、是レ私が修正案ヲ提出スル所以アルマス

○二浦覺一君 私共ハ原案ニ賛成致スモノアリマスガ、唯今藏原君ハ……

○議長(大岡育造君) チヨット二浦君、御待ナ下サイ、反對ナラバ唯今ノ藏原君ノ修正動議ハマダ順序ヲ履ンデ居リマセバ

〔贊成々々〕
〔聲起ル〕

○議長(大岡育造君) 賛成者二十人ヲ要シマス

〔贊成々々〕
〔聲起ル〕

○議長(大岡育造君) 成規ノ賛成者ガアリト認メマス、三浦覺一君

○三浦覺一君 藏原君ノ修正案ハ私ハ反對スルノアリマス、下級船員ヲ憐ムノ情ニ

於テハ、本員ト雖モ決シテ藏原君ニ譲ラヌノアリマス、藏原君獨リ仁者ヲ氣取ラレマスガ、私ハ藏原君以上ニ船員ノコトニ付テハ心配致シテ居ルノアリマスケレドモ、今日

ノ財政上ニ於テ國債ヲ以テマデ此失業者ニ金ヲ補助致ス必要ハナリノア、失業シタ者ニ對スル救濟ノ一端トシテヤル以上ハ、私共大體ニ於テ借錢マテシテヤルベキモノテナイト

云フ議論ヲ持テ居ルノアリマス、故ニ其金ガヤリ方が多イトカ少ナイトカ云フヤウナ苦情ハ寧ロ餘リ過ギタル望ナカト思ヒマス、殊ニ營業者若クハ船主ニ厚イト云フコトハ申サレルガ、何處ヲ以テ藏原君ハ左様ナル不公平ナルコトヲ政府ガヤッテ居ルト仰シヤルノアリマスカ、私共藏原君ハ獨リ乗組員ノ言ハカリヲ聽イテ、船主側ノ言ヲ聽カヌノデナイカト思ヒマス、唯一方ノ話ヲ聽ケバ、成程薄イヤウニ感シマスカ知ラヌガ、藏原君ハ乘組員ノ話バカリヲ聽イテ、船主ノ話ヲ聽カヌノアリマセリ、若シ船主側ノ話ヲ聽イテナラバ、モット吳レト云フカモ知レス、私共左様ナコトハ政府ニ信頼シテ政府が適當ト譲メテ案ヲ拵ヘテ居ル以上ハ、之ニ信頼スルノが適當ナリト思フノアル、敢テ吾ミハ憐

レナル人ニ對シテ残酷ナルコトヲ致スノアリ、左様ナル憐レナル者ニ向ツテ同情スルト云フコトハ決シテ吾ミ藏原君ニ譲ラヌノアル、吾ミハ政府案ガ最モ公平ナリト認メテ、此案ナド「三浦君」ト云フ者アリ)三浦代議士ニアリマシテ、船主側ノ意見ヲ聽カヌ、私ガ船主側ノ意見ヲ聽カヌシテ、唯船員ノ意見ヲ聽イタト仰ギヤルガ、私ハ左様ナ譯デハナリ事實ガアリマス、例ヘバ茲ニ政府カラ提出セラレテ居ル五十二隻ノ此漁船及附屬器具並ニ交付金見積表トアルニ依テ見マスト、此一隻が其新造ノ當時一万七百五十一圓強ニ當ダ居シタモノガ、ソレガ即チ禁止以前ニ於ケル額ヘドウアルカト云フニ、八千三百二十圓強ニナツテ居ル、然ルニ禁止後ニ於ケル額ハ幾ラニナルカト云フト、僅ニ一千六百六十二圓強トナツテ居リマス、斯様ニ多額ニ下落スルト云フコトハナイノア、其證據ハ何ニアリルカ、即チ今日遠洋漁業會社ニ於テハ十四隻ノ——此僅ニ一万圓以上ノ價格ヲ持ツテ居シタモノガ、下落シテ一千八百何圓ニサレタト云フ船ガ、改造セラレテ居ル船ガ十四艘アルデハアリマセヌカ、其價格ニ於テハ決シテ當時ノ價格ヲ失ハザルモノアル、縱シヤ是が減シタリト雖モ、甚ダ少額ナルモノアル、若モ船長側ノ申立ツタコトが事實アリマスレバ、試ミニ政府ガ是等ヲ皆買上ゲルトシタナラバ、千六百圓テ買上ゲルト云ツテ御覽ナサイ、彼等ハ必ズ不同意ヲ唱ヘル、禁止め前ハ一万何千圓ノ船が禁止後ハ僅ニ一千六百圓餘アルト云フコトデアル、斯様ナ不公平ナル調査ヲ根本トシテ、サウシテ交付金ヲ割出シテ不公平ヲ計ルト云フコトニ斷ジテ吾ミハ賛成スルコトが出來ナイ、又社會モ之ヲ許サヌコトヲ私ハ信ズル

○議長(大岡育造君) 採決致シマス、藏原君ノ本案ニ付アノ修正説ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

起立者 少數

○議長(大岡育造君) 少數、本案ノ決ヲ採リマス、本案ハ二讀會ヲ省略シテ直ニ可決スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕
〔聲起ル〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ委員長修正通リ可決致シマシタ、次ハ日程第十一、農工銀行法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、理事三浦覺一君

第十一 農工銀行法中改正法律案(柏谷 義三君外二名提出)
第一讀會ノ續(委員長)
〔三浦覺一君登壇〕

○三浦覺一君 委員長ニ代リマシテ農工銀行法中改正法律案ノ委員會ノ結果ヲ報告致シマス、此案ニ付キマシテハ慎重ニ委員會ハ審議ヲ致シマシタ、實ハ提出者ノ意見ニ對スル異議ナシ、又政府當局ノ意見モ聽キマシタコロガ、政府ニ於テモ此案ハ今日ノ時勢ニ於テ最モ適當ナル修正アルト云フコトニ於テ、此修正ニ政府ニ於テモ賛成ヲ表セラレタノアリマスガ、唯文字ニ於キマシテ修正ヲ致シマシタ、ソレハ修正ハ致シマシタガ、

ハ宜シイ、何モ遠洋漁業が悪ルイト云ノアリマセヌ、然ルニ此獎勵ヲスルト云フ方針ガ妙ナ結果ニナックナアリマス、當業者モ獎勵ノ意恩ヲ守リマシテ、自分ノ權限内ニ勤キヲスルノハ、何モ惡ルイコトハアリマスマイ、所ガ其事實ハドウテアルカト云アト、サウデナインデアリマス、今日ハ此漁民が最モ大切ニ寶庫トシテ居ル利源トシテ居ルトコロノ近海ノ漁場ニ侵入スルノアリマス、是が即チ此度此建議ヲシタ問題ノ骨子ニアリマス、何モ此汽船が惡ルイ、之ヲ排斥スルト云フ考ハコトヲ一概ニ申スノアリマセヌ、所デ此現状ヲ見マスレバ如何ニモ不都合極シタ話デアル、ドウシテモ之ニ對スルトコロノ取締ヲ必要トスルノアリマスガ、其取締ト云フコトハ政府モ氣が付キマシテ、既ニ此汽船ニ向シテ取締ノ方法ヲ定メテ、之ヲ廣行スルト云フ考ハアルデアリマセウ、アリマセウケレドモ御承知ノ如ク海上ノコトハ、何分雲煙萬里、鵬際晴行九萬天テ、何所ニドノヤウナ島ガアルカ、何所ニドノヤウナ漁場ガアルカ、分ラナイトコロノ汪洋タル間テ、殊ニ夜間進行シマシテ、サウシテ漁場ヲ荒シテ逃ゲルト云フヤウナコトハ甚以テ不都合極シタ話デアリマセウ、今日日本ノ漁民ハ幾百萬ト云フ多數ノ漁民が居リマシテ、此漁民が漁場ヲドウ考ヘテ居ルカト云フト、丁度農民が田畠ニ於ケルガ如ク、又商法ヲシマスル人ガ商店ニ於ケルガ如ク、工業者ガ工場ニ於ケルガ如ク、少シモ相離ルベカラザル大切ナル關係ヲ持テ居ル、古來因襲久シク如何ニモ我烟我田ト之ヲ愛シテ、計畫シツ、アル、且又彼等が平生ノ業體ハドウアリマスカ、唯一葉ノ舟ニ乘リマシテ、アノ大ナル海洋ニ浮シテ、一生懸命ニ自分ノ渡世ヲシツ、アルノアリマセヌカ、生命ヲ賭シテ自分ノ生活ヲ計ルト云フモノハ、恐クハ他ニ此漁業ノ外ニハナイト云ツテモ宜シイ位ノモノアリマス、誠ニ可憐ナルモノアドウ、憫然ナルモノアアル、茲ニ誠ニ可憐ナルトコロノ小舟が居リマシテ、自分が買ツタ餌ヲ漁ツテ居ル、之ヲ驚か出テ一摘ミニ國シダトカ、或ハ又小獸が一ツノ餌ニ有付テ居ルノヲ猛獸が出テ之ヲ奪ツテ逃ゲマシタナレバ、御互ノ感シハドウ云フ感ガスルノアリマセウ、實ハ可哀サウナ次第アル、唯今ノ有様カラ見マスルト、汽船「トロール」ノ船ハ近海ニ侵入シテ、近頃ハドウモ實ニ驚クベキ暴行ヲシテ居ルノアリマス、到處サウデアル、現ニ此間福岡縣ノ如キ、僅ナル渡世ヲシテ、粒々辛苦ヲシテ居ルトコロノ漁民ガ其モノ、漁場ニ入シテ荒ラシマスルカラシマシテハ、遂ニ暴動ヲ起ス、一同團體ヲ組ニテサウシテ、縣廳ニ迫ル、現ニ此節ハ又鹿兒島アクリカラ報道ガアリマスルトコロニ依リマスト、鹿兒島ノ近海ニモ近頃亂入シテ來タト云フヤウナ次第アリマス、縣廳ニモ照會シテ、知事ハソレガタメニ東京ニ上ルトカ、或ハ私ナドノ方面ニ於キマシテモ、サウデアリマスケレドモ、漁民ハ大ニ此「トロール」汽船が起ツテ以來、魚肉が非常ニ廉價ニナッタ、一般ノ人が用ユルニマスト此「トロール」汽船が起ツテ以來、魚肉が非常ニ廉價ニナッタ、一般ノ人が用ユルニハ非常ナ便利デアル、斯ウ云フヤウナコトヲ唱ヘル人モ亦アルケレドモ、何シロ五千万人ノ國民が唯「トロール」汽船ノ漁獲物ヲ以チマシテ安價ナル魚ヲ食ヒ得ルト云フモノ、是ハマア事實ニ於テドウ云フモノアリマセウカ、ソレハ幾分ハアルカモ知レマセヌ、併ナガラ其廉イ魚肉ヲ食フト云フノハ即チ吾ノ取締ヲ厲行シテ貨フト云フ方面カラ之ヲ見マシタナラバ、漁民ノ肉ヲ食フト云フコトニナルノアアル、魚肉ノ安價ナルハ宜シイケレドモ、漁民ハソレナラ如何ナル方法ニ依テ此食ハレル危害ヲ防グノアリマス、實ニ氣ノ毒ナ話デアル、又モウ一ツ言葉ヲ換ヘマスト、チャント法律テ制定ラシテアル、已ノ區域ト云フモノガ定シテ居ル所デ、横暴ニモ取締ガ出來ナイト云フコトヲ奇貨トシテ、之ニ侵入スルト云フ如キハ、殆ド白晝ニ強盜ヲスルト云ツテモ宜イ位ノモノアラウト私ハ信ズル、少シク言が過激ニナッテ、或ハ御氣ニ障ル御方ガアルカモ知レマセヌケレドモ、兔ニ角ニ此問題ハ漁民ニ

取りマシテハ非常ナル關係ヲ持シテ居ルノアリマス、ソコテ政府ハ之ニ對シテ如何ナルヲ持シテ居ルカ、定規ハ茲ニ擇テアルケレドモ、其定規ヲ實地ニ應用スルコトガ出來ナインガ、今日ノ狀態アリマスカラ、ドウカ御取締ノ方法ヲ講ジマシテ、十分ナル研究ヲシテ、此ノ如キ悲慘ナル狀態ノ無イヤウニスルノガ、即チ政府ノ最モ務ムベキトコロノモノアラルノガアル、何レノ方面カラ見マシテモ、國家トシテ斯様ナル亂暴ナルコトヲサセマシテ、之ヲ默認シテ居ルト云フコトハ、甚ダ不穩當ナル話デアリマス、之ヲ廣行シマスルニモ、免ニ角申上ゲタ如クニ廣イ海ノ上テ到底之ヲ厲行シ得ナイト云フヤウナ次第テアリマスルカラ、此方法トシマシテハ曩ニ諸君ニ御回シテ置キマシタ書面中ニヨリ十マテ、テヤント列舉シテアリマス、之ヲ斟酌致シマシテ、又此外ニモ段々政府ニ於キマシテ取調ベマシタナレバ、真法モ出ルカモ知レマセヌガ、吾々が今日希望シテ居リマスノハ、先づ此モノヲ土臺ト致シマシテ、宣シクニ對スル取締ヲシテ貴ハナクテハ、唯今ノ行キナリテ置キマシタナレバ、如何ナルコトガ起ツテ來マイニモ限ラヌノアアル、現ニ起リク、アルノアリマスカラ、ドウカ宣シク諸君ニ於キマシテモ此案ヲ御玩味下サリマシテ、十分ナル取締ヲ付ケテ漁民ノ救濟ヲシテ貴ハヌト、今日テハ甚ダ困シテ居ル狀態アリマスカラ、其邊ハドウカ此願意ヲ御採納下サツテ、委員等モ置カレルテアリマセウカラ、御研究ノ上テ相當ナル御處置ノアランコトヲ偏ニ希望致シマスル、チヨツト此案ヲ一言致シテ置クノアリマス（拍手起ル）○恆松隆慶君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ請ヒマス

○議長（大岡育造君） 恒松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○議長（大岡育造君） 御異議ガナケレバ本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマシタ、日程第十六ハ提出者ヨリ延期ノ申出ガアリマス、之ヲ許可シテ御異議ハアリマセヌカ

○議長（大岡育造君） 恒松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○議長（大岡育造君） 異議ナケレバ延期ニ決シマシタ、日程第十七、鹿兒島開港ノ建議案、提出者山岡國吉君

第十七 鹿兒島開港ノ建議案（山岡國吉君外七名提出）

鹿兒島開港ノ建議案

鹿兒島開港ノ建議案

鹿兒島港ハ九州ノ南端ニ位シ沖繩臺灣滿清朝鮮ニ對スル貿易ノ権輻タルヘキ地位ニ在リ天然ノ良港ニ加フルニ往年ノ築港ヲ以テシ近年又肥薩鐵道ノ全通ニ因リテ内外ノ取引船舶ノ出入益其繁盛ヲ致シ明治四十三年ニ於ケル出入船舶總噸數約二百十五萬噸貨物約四千萬圓ノ巨額ニ達セリ若夫鹿兒島線西薩線兩鐵道其ノ他ノ交通機關開通スルニ到ラハ本港カ内外貿易上ニ占ムルノ地位更ニ幾倍ノ重キヲ加フヘキハ蓋疑ヲ容ルノ餘地ナケム然ルニ此ノ地未タ開港ニ至ラサルヲ以テ稅關ノ手續上貨物船ヲ他ノ開港ニ寄航セシメサルヘカラサル時日ト勞費トヲ徒消セシムルノ結果貿易上ニ打撃ヲ與ヘ產業ノ發達ヲ阻害スルコト頗ル大ナリ是レ單ニ一地方ノ事ニ非スシテ實ニ國家ノ一大緊急問題タリ依テ政府ハ速ニ之ヲ開港シテ如上ノ障碍ヲ除キ以テ益産業ノ發達貿易ノ伸張ヲ圖ラムコトヲ望ム

右建議ス

(山岡國吉君登壇)

○山岡國吉君 私ハ唯今議題ニ供セラレテアリマスルトコロノ鹿兒島開港ノ建議案ノ理由ヲ述ベマス、極ク簡単ニ致シマス、御承知ノ通り鹿兒島港ハ九州ノ南端ニゴザイマスルノデ、臺灣、朝鮮、満清ノ貿易ニ對シマシテハ頗ル重要ノ位置ニアリマス、天然ノ良港アルノデアリマス、先年此港ハ築港ヲ致シマシテ、多少從前ヨリモ見ルベキコトニナツテ居リマスル上ニ尙引續キマシテ肥薩線ノ貫通ヲ致シマシテ此方ト云フモノハ、頗ル内外貿易ニ繁昌ラ來シタノデアリマス、ソレカ故ニ一昨四十三年ノ如キハ此港灣ニ出入致シマス

ル船舶ノ總噸數ヲ數ヘマスルト云フ、二百十五万噸、其翌四十一年ハ二百二十二万七千百二十二噸ト云フ出入ノ船舶デゴザイマス、其上ニ尙物價ノ價格ヲ積リマスルト、一切テ約四千万圓以上ノ金額ニ及ブト云フ割合ニナツテ居ルノデアリマス、若シ之ニ宮崎線及西薩線ノ鐵道ガ貫通致シマシテ、而シテ其交通機關ガ完成ニナリマシタ曉ニハ、是以上ノ發展ヲ致シマスルコトハ、決シテ疑フ容レヌコトアリマセウト思ヒマス、所が此港ハ未ダ開港場ニナツテ居リマセヌガ故ニ、此港ニ出入致シマスルトコロノ貨物船ト云フモノハ長崎ノ港カ、或ハ其他ノ開港場ヲ經ナケレバ、來ルコトノ出來ナイヤウニナツテ居リマスルガ故ニ、ソレガタメニ煩る時日ヲ費シマスルシ、尙多大ノ費用ヲ要スルト云フコトニナツテ居リマスルガ故ニ、貿易上ニ打撃ヲ與ヘマシテ、產業ノ發達ヲ阻碍スルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、是ハ一地方ノコトバカリデナクシテ、實ニ國家ノ一大緊急問題アルト信シテ居ルノデアリマス、ソレ故ニ速ニ政府ハ之ヲ開港致シマシテ、如上ノ障礙ヲ除キ、サウシテ產業ノ發展、貿易ノ伸暢ヲ圖ルヤウニ致サレンコトヲ切ニ希望致シマスル次第アリマス、右建議ニ及ビマスルガ、尙詳細ノコトハ委員會ニ於キマシテ報告ヲ申上ケルコトニ致シマス

○恒松隆慶君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレントラ望ミマス

○議長(大岡育造君) 恒松隆慶君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ、議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマシタ、日程第十八、小松島港修築ニ關スル建議案、提出者大久保弁太郎君

第十八 小松島港修築ニ關スル建議案(大久保弁太郎君外三名提出)

小松島港修築ニ關スル建議案

四國ノ地四圍海ヲ以テ繞ラシ物資ニ富ムト雖比較的ニ海岸線長カラス從テ良港亦多カラス爲ニ既神ノ他本州各地ト四國內地トノ聯絡並物資ノ集散ハ僅ニ德島港及小松島港ニ依ルノ外ナシ現ニ兩港カ吞吐スル物資ノ統計ニ徵スルモ最近一箇年間ノ累計ハ實ニ一千六百八十餘萬圓ノ巨額ニ達シ旅客亦之ニ達スレトモ兩港共未タ施設ノアルナクニ津田河港ヲ利用セルモ同港ハ單ニ德島市ニ至ルニ水利アリト云フニ過キシテ水深定ラス毎時暴風雨ノ襲來甚シク港灣シテ論スルトキハ價值多カラサルニ反シ小松島港ハ天然良港ノ資質ヲ有スルモ不幸ニシテ物資ノ集散地タル德島市ト一里餘ラ距テ而モ陸上ノ輸送機關ハ闕如タルモノアリシヲ以テ十分ノ利用ヲ敢アスルコト能ハサリシナリ然ルニ近ク本年末ニ於テ德島鐵道ノ開通セムトスルアリ之ニ伴ヒ同港ノ陸上輸送機關完ク備リ茲ニ「新紀元ヲ劃シ從來不完全ヲ忍セテ強テ津田河港ヲ經テ德島市ニ至ラムトセシ船舶ハ競フテ小松島港ニ據ルヘキハ

○大久保弁太郎君 私が建議ヲ致シマシタ小松島港修築ニ關スル大體ヲ申上ゲマス、世ノ發展ト進運ニ伴ヒマシテ、四國南部ト本州大阪、神戸トヲ聯絡致シマスル四國ノ東門トスルトコロノ港灣が必要ト相成リマシタノゴザイマス、此小松島港ハ德島市ヲ隔リマスルコト、東南七哩ノ所デ、勝浦郡小松島町テゴザイマス、此港灣ハ西南ト東ハ陸地デアッテ、北東ヨリ入海ニ相成シテ、海底ハ深ウゴザイマシテ、天然ノ港灣ヲ曉ニハ、是以上ノ發展ヲ致シマスルコトハ、決シテ疑フ容レヌコトアリマセウト思ヒマス、所が此港ハ未ダ開港場ニナツテ居リマセヌガ故ニ、此港ニ出入致シマスルトコロノ貨物船ト云フモノハ長崎ノ港カ、或ハ其他ノ開港場ヲ經ナケレバ、來ルコトノ出來ナイヤウニナツテ居リマスルガ故ニ、ソレガタメニ煩る時日ヲ費シマスルシ、尙多大ノ費用ヲ要スルト云フコトニナツテ居リマスルガ故ニ、貿易上ニ打撃ヲ與ヘマシテ、產業ノ發達ヲ阻碍スルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、是ハ一地方ノコトバカリデナクシテ、實ニ國家ノ一大緊急問題アルト信シテ居ルノデアリマス、ソレ故ニ速ニ政府ハ之ヲ開港致シマシテ、如上ノ障礙ヲ除キ、サウシテ產業ノ發展、貿易ノ伸暢ヲ圖ルヤウニ致サレンコトヲ切ニ希望致シマスル次第アリマス、右建議ニ及ビマスルガ、尙詳細ノコトハ委員會ニ於キマシテ報告ヲ申上ケルコトニ致シマス

右建議ス

(「大久保弁太郎君登壇」)

炳然タリ而モ此ノ優良ナル港灣モ全然地形ヲ利用スルニ止マルト以テ更ニ適當ナル

修築ヲ加フルニ於テハ正ニ四國唯一ノ良港タルヲ失ハサルノミナラス帝國產業ノ發達ニ資スル所蓋鮮少ナラサルヘシ故ニ政府ハ相當ナル調査ヲ遂ケ速ニ該港修築ノ經畫ヲ爲サムコトヲ望ム

○大久保弁太郎君 登壇
斯く、世ノ發展ト進運ニ伴ヒマシテ、四國南部ト本州大阪、神戸トヲ聯絡致シマスル四國ノ東門トスルトコロノ港灣が必要ト相成リマシタノゴザイマス、此小松島港ハ德島市ヲ隔リマスルコト、東南七哩ノ所デ、勝浦郡小松島町テゴザイマス、此港灣ハ西南ト東ハ陸地デアッテ、北東ヨリ入海ニ相成シテ、海底ハ深ウゴザイマシテ、天然ノ港灣ヲ爲シテ居ルノゴザイマス、從來德島線ハ津田港ト申ス河港ヲ利用致シテ、大阪、神戸ヘ出入ヲ致シマスルガ、本港ハ即チ有名ナルトコロノ吉野川ノ下流デゴザイマシテ、多少ノ水害或ハ風雨ノタメニ土砂ヲ押込ミマシテ、甚ダ交通が困難デアリマス、尙此四國鐵道ノ延長即チ落成ガ近キアリマスガ、德島全體ニナリマセズ、良港ガゴザイマセヌケレバ延ビテ高知ニ至リマシテモ、即チ高知カラ鐵道ニ關シテ出マスルモノハ港灣ヲ要スルノゴザイマス、又延ビテハ愛媛縣及九州南部ニマテ及ビマスルノテ、此小松島港ヲ早ク改築ノ計畫ヲ致シマスルコトガ、最モ必要ト相成リマシタノデ、ドウカ諸君ノ御贊成ヲ蒙リタイノゴザイマス、詳シイコトハ委員會ニ於テ説明ヲ致シマスル譯アリマス
○恒松隆慶君 本案ハ前ノ第十七鹿兒島開港ノ建議案ト同一委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 恒松君ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ、恒松君ノ動議ノ通り本案ハ前ノ日程第十七ノ委員ニ付託スルコトニ極リマシタ、日程第十九、中川改修工事速成ニ關スル建議案ヲ謹題ト致シマス、提出者齋藤珪次君

第十九 中川改修工事速成ニ關スル建議案(齋藤珪次君外一名提出)

中川改修工事速成ニ關スル建議案

中川改修工事速成ニ關スル建議案
(齋藤珪次君登壇)
右建議ス

○齋藤珪次君 中川改修議案ノ説明ヲ致シマス、中川ト申シマスル川ハ諸君モ御承知アラセラレマセウガ、此東京節チ帝都ヲ周シテ居ル荒川ト、ソレカラ江戸川ノ中間ヲ流ル、トコロニ川テアリマシテ、餘リ人ノ口ニ上ラヌモノアリマス、併ナカラ此川ノ恐ルベキハ獨リ沿岸卽チ埼玉、東京ノ都部ヲ襲フノミナラズ、帝都ヲ側面ヨリ襲撃スルモノアリマシテ、即チ本所、深川ハ此慘害ヲ直ニ受クルノアリマシテ、獨リ荒川ノ改修ヲ爲ストレル、帝都ノ安全ハ此川ニ及ベシケレバ、之ヲ以テ十分トハ申スコトが出來ナイノテアリマス、而シテ此ノ如キ川ガ何故ニ今日マテ閑却サレテ居シト云フ、此川ハ往古ニ於テ水が低キニ流レルト云フ、其本性ニ於テ、武藏ノ國ノ北東ノ一面ノ平地ヲバ縱横ニ自由ニ

川が流れて居ツタ時代三於ケル利根川デアルノデアリマシテ、其遺物デアルノデアリマス、故ニ武藏ノ國ノ北東ニ位スルトコロノ全部ノ平面ヲ流ル、其水ヲ集メテ茲ニ集注シテ、東京灣ニ注グモノニアリマスが故ニ、其流域タルヤ實ニナルモノニアリマシテ、四十二方里以ニ及シ及シテ居ルノニアリマス、茲ニ諸君特ニ御記憶ヲ願ヒタイノハ、此川が四十三年ノ臨時治水會ニ於キマシテハ内務省ノ調査不十分ニ致シテ、其流域ヲ三十六方里餘ニ致シマシタメニ當時此河川ヲ全國ニ於ケル順位ニ於テ第十九番目ニ致シテ、之ヲ認メタノニアリマス、所ガ本員等之ヲ實況ニ就ク能ク調査ヲ致シテ見マスルト云フ、五方里五六十九パカリノ面積ト云フモノ即チ町歩ニ致シマスレバ八千六百町歩以上ノ面積ト云フモノノ此流域カラ落脱ヲ致シテ居ツタノニアリマス、爲ニ前ニ内務省ニ設置シタル臨時調査會ノトキニ於テハ、十九番目ニ落チテ居ツタノニアリマス、併ナガラ唯今申上ゲタ五番ノ地位ヲ占メルトコロノ河川ナノニアリマス、故ニ之ヲ正當ノ順序カラ申シマスレバ、確ニ第一期川ニ加ハルベキトコロノ河川デアツタノニアリマス、併シ其當時ニ於テハ十二方里四二ニ及ブノニアリマシテ、彼ノ治水會ニ於テ決定ヲ致シテ、現ニ第一期川ニ加ヘテ居ル青森縣ノ岩木川ノ上位ニ立ツノニアリマシテ、明カニ全國ニ於テ第十一落脱地ヲ——此方里ヲ前ノモノニ加ヘマスレバ、本川ノ流域平面區域ト云フモノハ四理由ノ下ニ是ハ第一期川ニ編入サレタノゴザイマシテ、是等ハ又相當ノ理由ト私共モ信ズルノニアリマス、然ルニ此所ニ改修ノ速成ヲ私建議致シマスル所以ノモノハ、他ニ大ナリ理由ガアルノニアリマスル、ソレハ本川ハ此度荒川ノ改修ニ伴フ自然ノ結果ト致シテ、自然ノ必要上、一面ニハ江戸川ノ改修ニ伴フ自然ノ必要上、本川ハ兩川ノ關係上、或ハ自カラノ力ニ依ラズ、他動的ニ殆ド半數以上ハ改修サレントスルノ状況ガアルノニアリマス、ソレハ諸君モ御承知デアルカ存ジマセヌガ、荒川ノ改修ニ伴フ必要上トシテ、本川ノ下流ハ平井村以東ト云フモノハ、自然ニ改修セシムル結果ニナルノニアル、即チ荒川ノ費用ヲ以テ改修スル譯ニナルノデアル、ソレニ續イテ尙江戸川ノ改修ヲナスマケテ此川ノ中部ニ向テ一大變化ヲ來サナケレバナラヌノゴアラウト思フ、然ラバ此川ハ自身ノ力ニ依ヅテ改修セザルモ、他ノ改修ニ必要上、此過半ヲ改修セザルヲ得ザル結果ニ相成ルデアラウト思ノニアル、而シテ一度政府が下流ニセヨ、中流以下ニセヨ、此改修ノナス一於テハ、自然ノ道理トシテ全川ノ改修計畫ヲ立テネバナラヌノニアリマスカラ、此全川ノ改修計畫ヲ立ツタ場合ニ於テ、全部ノ改修ヲナスト云フコトハ、國家ノ冗費ヲ省キ、再度ノ手數ヲ省クト云フコトニ於テ、最も利益アル、殊ニ前來申上ゲタ通り此川ノ氾濫タルヤ、大害アルガタメニ東京郡部及埼玉縣ニ於テモ、特ニ此改修ニハ注意ヲ致スノニアリマシテ、埼玉縣ニ於テハ縣費ヲ以テ近頃ニ年計畫ニ於テ一十二万圓以上ノ改修ヲ此所ニ致シテ居ル、其沿岸ノ組合團體ニ於テ協議費ヲ以テ費シテ居ルモノモ非常常ナ額ニアリマス、此ノ如ク人民が一日モ此改修此疏通ヲ忽セニゼザルトコロノ河川デアルガ故ニ、前ノ如ク政府が一度此改修設計ヲ定メテ、而シテ自然ノ結果トシテニ此事六實ニ此際ニ於テ政府が遁スベカラズシテ、著手スベキトコロノ方法ニアシテ、而シテ之ヲ以テ沿岸ノ殖産ヲ興シ此帝都ノ側面ヨリ襲來スベキトコロノ洪水ヲ防グノ利益ガ

第二十 海外貿易振興ニ關スル建議案(恒松隆慶君外五名提出)

日露戰役以來國家ノ債務漸ク多キヲ加ヘ國民ノ負擔又其ノ重キニ苦ムノ狀ナキヲ
非ス我カ財政ノ基礎ヲ鞏フシ經濟ノ調和ヲ計ルハ目下朝野ノ等ク焦心措ク能ハサル
所ナリ加之戰後ノ經營未タ全ク成ラス國防充實ノ急務一日モ忽諸ニ附スヘカラサル
モノアリ此ノ際ニ當リ刻下ノ悲運ヲ救フノ策ハ我カ海外貿易ノ振興ヲ計ルヨリ急ナル
ハナシ
顧レハ現今我カ輸出貿易ノ增進遲々タルモノアリ是レ一二ハ粗製濫造ノ結果我カ商
品ノ信用漸ク地ニ墜テ外國模造品隆々トシテ其ノ勢力ヲ増大シ我カ販路ヲ杜絕ス
ルニ因ル若今ニ於テ矯正振作ノ途ヲ講セスムハ我カ輸出貿易口印ハ遂ニ全然歐米市
場ヨリ驅逐セラルルノ悲境ニ陥ラムモ知ルヘカラス豈寒心セサルヘケムヤ故ニ政府ハ銳
意邁進海外貿易ノ振興ヲ劃策セラレムコトヲ望ム
右建議ス

〔東武君登壇〕

ルカト申シマスルト云フト、昨年、一昨年ノ如キハ毎年輸入超過ニ至リマシテ、殆ド昨年ノ如キハ六千八百万圓ト云フヤウナ巨額ナルトコロノ輸入超過ヲ來シテ居ルノアリマス、又既往十年間ヲ回顧シテ見マスルト云フト、連歲又モ輸入超過、又モ輸入超過、金貨濫出ト云フコトデ、殆ド國際限ガナイト云フ状態ニナシテ居リマス、此儘ニ我帝國ノ前途が進ミ行シタナラバ、如何ニ成行クテアラウカ、之ニ付キマシテハ豫算委員會ニ於キマシテモ、本會議ニ於キマシテモ、屢々其問題ハ鬪ハシタノアリマスガ、併ナガラ未ダ具體的ノ成案ト云フモノハ我政府ニモアリマセヌ、吾々ハ又曾テ聞クコトハ出來ナリヨリ他ニ策ハナイト云フモノハ我政府ニモアリマセヌ、吾々ハ又曾テ聞クコトハ出來ナリテアリマスガ、大藏大臣ハ此點ニ付キマシテ本會議ニ於テ財政ノ方針ヲ演説サレマシタトキニドウ云フコトヲ申サレテ居ルカト云フト、成ベク生産ヲ振興シテ、國力ノ充實ヲ圖ルヨリ他ニ策ハナイト云フモノハ我政府ニモアリマセヌ、吾々ハ又曾テ聞クコトハ出來ナリテアリマスガ、若シ此儘ニシテ此前途ヲ經過スルコトニナシタナラバ、私ハ我帝國ノ前途ハ頗ル寒心ニ堪ヘザルコト、考ヘマス、而シテ正貨ハ流出スル、兌換券ノ基礎ヲ危クスルト云フヤウナコトモアリマスルケレドモ、是等ノコトニ付テハ免ニ角國論ヲ起シマシテ、此場合我帝國ノ國民全體ガ力ヲ協セテ、此輸入防遏ニ對スルトコロノ方法ヲ講ズルト云フコトハ、國家ノ急務デハアリマスマイカ、ソレガタメニ本案ヲ提出致シタノアリマスガ、如備此輸入防止ト云フコトニナリマシテ、其底止スルトコロヲ知ラヌモノヲ之ヲ防グニハ、如何ナル方法ヲ用井ルカト云フト、積極的防止、消極的防止、此ニ途ヨリ外ハナイト思フ、積極的ト言ヘバ何テアルカト云フト、總テノ制度ヲ改善致シマシテ、サウシテ總テノ生產事業ヲ發達セシムルトカ、又或ハ海外貿易ノ統一機關ヲ設ケルトカ、總テノ其邊ノ制度ヲ改善スルト云フコトニ歸著スルノアリマス、モウ一ツ根源ニ遡レバ、教育ノ改良ト云フコトニモナリ、社會道德ノ改善ト云フコトニモナルノアリマスガ、一面又消極的ニ輸入防止ヲ考ヘマスルト、國民ガ舉シテ奢侈ヲ防グ、輸入品ハ多ク使ハヌ、外國品ヲ多ク使ハヌト云フコトヲシテ、舉國一致此方面ニ向シタナラバ、ドウデアリマセウカ、一人ガ一圓ヲ、外國輸入品ヲ使ハヌトシテモ、五千万圓ト云フ金ハ直ニ此外國輸入ト云フコトヲ防グコトニナリマス、試ニ見マスルト朝野ヲ舉ゲテ奢侈ヲ防グコトハ、易々タルコト、思フノアリラヌ、下女デモ「ダイヤモンド」ノ指環ヲ嵌メナケレバ、裝飾ニナラヌト云フ次第アル、或ハ小學校ノ子供ガ海老茶翁ニ要スル「カシミヤ」地ノ輸入ハ、殆ド二百万圓以上ニナツテ居リマス、是等ノ弊風ヲ去リマシテ、御互ニ華ヲ去リ、實ニ就クト云フ方針ヲ執リマシタナラバ、五千万圓乃至六千万圓ハ輸入超過ヲ防グコトハ、易々タルコト、思フノアリマス、此點ニ於テ我前田正名君ハ頗ル心配ヲシテ、一ノ建議案ヲ提出シタノアリマスガ、餘り長ク諸君ノ清聰ヲ煩ハスニ堪ヘマセヌカラ、茲ニ細カナコトヲ説明スルコト避ケマシテ、大體ニ付アノ筆記ガアリマスカラ、之ヲ議長ニ請ヒマシテ、速記録ニ掲載フ願ヒタイト云フ考テアリマス、ドウカ左様御承知ヲ願ヒマス

(參照)

海外貿易振興ノ方法ヲ根本的ニ解説セントセハ其意義極メテ廣汎ニシテ其問題亦甚ダ多岐ニ涉リ或ハ法制教育ノ改善或ハ幣制交通ノ革新等論スヘキモノニシテ足ラス今務メテ之レヲ直接關係アルニ三ノ要點ニ止メ其方案ヲ說カシカ
第一 歐洲ニ於テ日本新古美術展覽會開催ノコト

一歐洲ノ一都府ヲ選ミ毎年一回我新古品展覽會ヲ開催シ世界ニ比類ナキ我國ノ歴史及美術等ノ發達淵源及我國文明ノ眞髓ヲ紹介シ併セテ彼我専門家ノ接近ヲ計リ智識ノ交換ヲ爲スコト
一前項ノ展覽會ニハ開催地ニ存在スル我古美術品ヲ蒐集出品セシメ我國ヨリハ新作品ヲ精撰シテ之ニ出陳スルコト
一我國斯業ノ専門家ヲ派シ出品物ノ鑑定及說明ヲ爲サシメ歴史上ヨリ製品ノ由縁起竝ニ其製品ト歷史、製品ニ對スル製作者ノ眞意及製品ニ存スル寓意、風俗ト製品ノ變遷進歩我國民ノ禮儀作法ト製品トノ關係ヲ諒解セシメ且是等ノ蒐集品ニ關スル美術及風俗史ヲ各開催地ノ國語ニ編纂シテ普ク其國人ニ我文明ノ卓越セルヲ知ラシムルコト
一以上ノ目的ヲ達スヘキ爲メノ協會ヲ組織スルコト
第一 重要生産品貿易ニ關スル統一機關ヲ東京ニ設置スルコト
一内外需要物品ノ粗製濫造ヲ嚴督シ商業道德ヲ進歩セシムル爲メノ機關ヲ組織シ海外ニ於ケル我商品ノ信用ヲ恢復シ貿易ノ發展ヲ計ルヘキコト
一統一機關ノ目的ハ純真正確ナル物品ヲ海外ニ紹介シ注文ヲ受ケテ責任的販賣ヲ爲スヘキコト
但其組織ニ付テハ尙大ニ研究調査ヲ爲スノ要アリ
第二 海外ニ注文品引受所ヲ設置スルコト
一我正確ナル物品ヲ市場ニ紹介シ且責任ヲ以テ注文ニ應スルカ爲メ海外ニ注文引受所ヲ開設スルノ必要アリ而カモ之レト共ニ内ニハ信用スヘキ製造家ノ團體ヲ有スルニアラサレハ目的ヲ達シ難キコト
一外國貿易ハ輸出入ノ一方ノミニテ成立スヘキモノニアラス故ニ我國ノ產業發達ノ上ニ於テ必要ノ器械有益ナル發明品等アラハ之レヲ敏速ニ購入シ若シクハ我營業者ニ紹介シ以テ彼我ノ便益ヲ計ルヘキコト
一從來ノ各府縣共進會竝ニ博覽會等ノ改善ヲ計ルコト
一我國ノ經濟及物質的狀態ヨリスレハ外國品ノ輸入ヲ防止シ輸出ノ増加ヲ計リ以テ國際貿易ノ關係ヲ進ムルコト急ナルハナシ故ニ刻下第一ノ要務ハ輸出獎勵ノ方法ヲ考究スルニアルコト固ヨリ論ヲ俟タス
一然ルニ從來內國ニ開催セル各種ノ博覽會、共進會等ヲ觀ルニ單ニ一時的其他方ヲ繁榮セシムルニ止リ貿易及地方產業獎勵ノ主旨ヨリシテハ常ニ反對ノ結果ヲ見ルヲ遺憾トス又海外ニ開催セラレタル博覽會ニ贊同スルニ際シテモ我出品者ハ國產紹介ノ手段ニ出テシテ却テ粗製濫造ト商業上ノ德義心ナキコトヲ廣告セルノ觀アリ是レ全ク製造人ニ對スル取締リナク又商業道德ニ重キヲ置カサリシ結果ナルヲ以テ博覽會組織ノ改善ハ一日モ忽諸ニ付スヘカラサルコト
一以上ノ弊害ヲ矯正シ博覽會ヲシテ名實相伴ハシメントスルニハ商業上ノ德義心ヲ進ムヘキ適切ノ機關ヲ備フルヲ急務トス
一面シテ從來ノ如キ時世ニ伴ハサル博覽會共進會ヲ改善シ製造家ヲ督勵シテ内外商業ノ發展ヲ期セントセハ中央ニ全國輸出品々評會、地方ニ一府縣限リノ品評會ヲ開催シ以テ海外貿易振興ノ練習ヲ爲スコト最も必要ノ施設ナリト信ス以上ハ直接ニ海外貿易ノ振興ヲ爲スヘキ二三ノ方法ヲ舉ケタルノミ今更ニ二三直間接ニ關係ヲ有スル問題ヲ說カシカ

第一 外人ト企業ノ共同經營ヲ獎勵スルコト
東洋ニ於テ我國カ生産上有利ノ地位ニアルハ言ヲ俟タス而シテ資本ノ缺乏ヘ外資輸入ノ急ヲ説ク者ヲ生スルニ至レリ然リト雖モ一國ノ生産ハ其國民カ主導的地位ニアルコトヲ要シ受動的地位ニアルヘカラサルハ國民經濟上志ルヘカラザルノコトナリトス是企業ニ共同經營ノ必要アル所以ナリ

第二 將來開通スヘキ海外ノ交通路ニ伴フヘキ相當ノ設備ヲ爲スコト

交通機關ノ發達ハ日一日ト其影響ヲ大ニシツ、アリ近クバナマ運河ノ開通ヲ見シカ我國ハ世界ノ通路ニ於ケル五大停車場ヲ有スルニ至ルヘン此等ノ地ニハ豫メ官民合力ハラサランカ何ヲ以テ彼我國民ノ交際ヲ進メ利害ヲ共通セシムルヲ得シヤ當路者深

ク此ノ點ニ注意セサルヘカラス

第三 國民風俗ノ改善先ツ第一ニ我國ノ外人ニ輕蔑セラル、ハ國民ニ公德心ノ缺如セルト衣服々制ノ定マ

ラサル世界的禮節ノ備ハラサル等風俗ノ改善極メテ急要ナルヲ信ス此一事ニシテ備

ハラサランカ何ヲ以テ彼我國民ノ交際ヲ進メ利害ヲ共通セシムルヲ得シヤ當路者深

ク此ノ點ニ注意セサルヘカラス

第四 國ノ特色ヲ失フコト

日本ノ特色ハ氣候ノ溫和、風光ノ絶佳、國民ノ優美、物產ノ豐富ナルニ存ス然ルニ

今ヤ漸ク其特色ヲ減殺シツ、アリ國民ハ日ニ輕薄ニ流レ日本魂ノ光彩已ニ暗ク風景ノ地廢レテ設備亦整ハス又世界ニ卓絶スル工藝織物、陶磁器、漆器、金屬器等

ハ今ヤ粗製濫造ニ流レ歐米ニ於ケル摸造却テ技術ノ發達ヲ示ス是レ實ニ寒心スヘキニアフスマ印度支那朝鮮ハ日本工藝ノ祖ナリ然ルニ彼レニ倣ヘル我國ハ探ア以テ自

己ノ特產トナシ其師祖タル彼等ハ今日ノ衰境ニ陥レリ般鑑遠カラス須ラク考慮ヲ要ス凡ソ一國其特長ヲ失フハ國家ノ不幸是レヨリ大ナルハナシ先進諸國ノ此點ニ意ヲ

用ユルノ深キ蓋世人想像ノ外ニアリ海外貿易振興ニ關シ留意スヘキ重要ノ點此ニ

存ス

第五 遊覽地ノ設備

全國各地ノ好位置ニ在ル避暑避寒ノ地ヲ選定シ其土地ノ事業トシテ百般ノ設備ヲナシメ外人ノ遊覽地ト爲スト瑞西、伊太利ノ如クシ此天然ノ富ヲ利用セサルヘカラス

第六 海運事業

日本ノ位置ニ三船體ノ如シ優勢ノ海上權ヲ有セサレハ其位置ヲ保ツ能ハサルハ必然ノ理勢ナリトス又日本ハ位置トシテ其收ムヘキ利益ハ悉ク海外ニアリ而カモ一國ノ製

產ニハ限リアリ優勢ノ海運業ニヨリ他國ノ物產ヲ以テ口レノ業ト爲サ、ルヘカラス海運業ノ發展ハ貿易ト離ルヘカラサル關係アリ實ニ一國ノ消長ニ關ス思ハサルヘケンヤ

第七 他國民トノ交際

平和ノ關係ハ國民間ノ交際ニ俟ツモノ多シ政府ト政府トノ交際固ヨリ親密ナルヲ要スルモ文明ノ進歩共ニ更ラニ國民間ノ交際ヲ發達セシメサルヘカラス國民交際ノ敦厚ニ依リ相互ノ利益ヲ増進セシムルノ結果ハ世界ノ平和ヲ確立スルノ基礎タルコトヲ忘ルヘカラス而カモ政府間ノ國際關係ノミヲ以テ其目的ヲ果サントスルハ蓋シ難事ナリ思ハサルヘケンヤ

以上ノ諸項ハ本問題ニ直間接ノ關係アル所感ヲ述ヘタルニ遇キス固ヨリ之ヲ以テ

クセリト爲スニ非ス政府當局者深ク本問題ヲ講究シ適當ノ措置アランコトヲ望ム

○恵松隆慶君 本案ハ提出者ヲ代表シテ唯今東君ヨリ述ベラマシタ如ク、是ハ各派ヲ通シテノ提出案テゴザイマシテ、我國ノ輸出貿易ヲ増進スル畫策ヲ政府ハ相當ニ立テラレシコトヲ望ムト云フノアリマシテ、別ニ異論ノナニ問題アルト思ヒマスカラ、委員ニ付託スルニハ及ビマセヌカラ、此場合直ニ滿場一致ヲ以テ可決セラレントラ望ミマス

○議長(大岡育造君) 恵松君動議ニ御異議アリマセヌカ

(「贊成タクノ聲起ル」)

○議長(大岡育造君) 「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル

○議長(大岡育造君) 御異議ガアリマセヌガ、本案ニ贊成諸君ノ起立ヲ求メマス

總起立

○議長(大岡育造君) 滿場一致デス、本案ハ可決致シマシタ、日程第二十一、廢

兵優遇ニ關スル建議案、提出者齊藤珪次君

廢兵優遇ニ關スル建議案

廢兵優遇ニ關スル建議案

廢兵優遇ニ關スル建議案

第二十一 瘟兵優遇ニ關スル建議案齊藤珪次君外四名提出)

右建議ス

(齊藤珪次君登壇)

○齊藤珪次君 重ネテ登壇致シマシテ頗ル懇縮デゴザイマスガ、本案ハ國家ノ恩人タ

ル廢兵ノ慰安ニ關スル建議案テゴザイマスカラ、此案ニ對シテ諸君ハ暫ク御請聽ノ御忍

ヲ願ヒタイト考ヘマス、諸君、廢兵ナルモノハ多數國民ニ代シテ國家ヲ守ランがタメニ其一

身ヲ犠牲トシテ、國家ニ捧ゲテ盡シマシテ自ラ精神ノ志望モ斷チ、將來ノ發達モ止メ、

唯徒ニ其希望ナキ殘骸ヲ保チ、居ル者デアリマス、若シ彼等ヲシテ平和ノ時代ニアリマ

シタナラバ、學問ノ方面ヲ以テナリ或ハ事業ノ方面ニ於テナリソレく造詣スルコロガ

アリマシテ、幸福ナル生活ヲ爲シ、又圓滿ナル家庭ヲ作シテ、長ク人生ノ樂ミヲ爲シ居ラレ

タ者ニ違ヒナインデアリマスル、然ルニ彼等ハ一朝國難ニ際會致シマシタタメニ義務トシテ

其犠牲トナルコトヲ要求セラレ、而モ國家が彼等ヲ待ツニ極メテ薄キガタメニ憐レナル貧

困ノ生活ヲ爲シ、爲ニ社會ヨリハ擯斥セラル、ノ傾向ガアリ、親戚故舊ニハ度スマレ、兄弟妻子ニモ尙疎ゼラル、ト云フが如クニシテ、幸福ナル家庭ノ味ヒト云フコトヲ見ルコトモ

出來ナイト云フコトデアリマシテ、功アツテ名ガナク、國家ノタメニ盡シテ而シテ國家ノタメニハ盡サレナイノニアリマスル、果シテ此ノ如クスレバ遂ニ世ヲ厭ヒ、人世ヲ呪フが如キ極

メテ悲慘ナ境遇ヲ送リ、アルノデゴザイマス、果シテ此ノ如キモノナリトシマスレバ、是レ

國家ノ不祥事アリマシテ、我戰捷ノ光輝ヲ發シタルトコロノ其根本ヲハ滅却スル、其根

本ヲバ没却シタルモノト申サケレハナラヌノデアリマス、私共ハ未タ新ニ記憶シテ居リ

マスル裏ノ困難ニ際シマシテ、兵士ガ將ニ戰場ニ向ハントスルトキニ鄉黨ノ輩ハ何ト申シタノデアルカ、即チノラ激鬪シテ申スニハ、汝ハ後顧ノ憂ヲ爲ス勿レ、汝ノ父兄及汝

ノ妻子ヲ以テ念トスル勿レ、唯國家ノタメニ戰死セヨ、我同胞ノタメニ死シテ吳レヨ、ト

申シテ戰場ニ送タノデアリマス、而シテ此戰場ニアルヤ、國家ハ之ニ死ヲ命ズ、而シテ

之ニ肯セサレバ國家ハ之ヲ殺スノ權能ヲ持テ居ルノデアリマス、故ニ憂國、愛國ノ勇士ハ全ク國家ノタメニ盡シタノデアル、然ルニ一朝瘡痍ヲ被リテ後ロニ送ラルルヤ、國民モ

國家モ之ヲ顧ズシテ、之ニ對スル恰モ行路ノ人ノ如ク、爲スト云フが如キコトアリトセバ、

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマス、日程第一二十三、北海道醫學專門學校設置ニ關スル建議案、淺羽靖君

第二十三 北海道醫學專門學校設立ニ關スル建議案(淺羽靖君 提出)

北海道醫學專門學校設立ニ關スル建議案

北海道ノ拓殖ハ近來大ニ其ノ歩ヲ進メ人口日ニ多キヲ加ヘ百般ノ文物亦漸ク具備シ教育機關ノ如キ農科大學アリ高等商業學校アリト雖醫務衛生ニ關スル學府ニ至テハ全ク之ヲ観如シ同地ニ醫學專門學校ヲ設クルハ最急務トスル所ナリ依テ政府ハ速ニ之ヲ設立セムコトヲ望ム

右建議ス

○淺羽靖君 簡單デアリマスカラ是ヨリ申上ゲマス、本案ハ年々歲々拓殖ノ案ニ付キマシテ議會ヲ煩ハシ、段々進歩致シ來リマシタ次第アリマスルガ、今日ハドウカ農科大學モ出來、又高等商業學校モ出來、一段進歩ノ實ヲ現ハシマシタ次第アリマスガ、北海道ノ風土ハ滿洲的ニシテ、沢寒ノ地、内地ニ於テ比較スベカラザルモノガゴザイマスルガ故ニ、從テ醫術等ノ研究、醫師ノ養成ニ付テノ機關ヲ實際ニ必要ヲ見マスル次第アリマスル故ニ、本建議案ヲ提出致シマシタ、願クハ贊成アランコトヲ望ミマス

○恵松隆慶君 本案モ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 恵松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ本案モ議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマス、日程第二十四、鐵道建設ニ關スル建議案、提出者吉田虎之助君

第二十四 鐵道建設ニ關スル建議案(吉田虎之助君外 提出)

鐵道建設ニ關スル建議案

鐵道建設ニ關スル建議案

一滋賀縣下大津市ヨリ分岐シ西近江路ヲ經テ福井縣下敦賀港ニ接續スル鐵道本鐵道ハ交通及軍事上ノ不便ヲ補ヒ利源開發上一日モ闊クハカラサル線路ナルヲ以テ政府ハ至急調査ヲ遂ケ相當ノ處置ヲ爲スヘン

右建議ス

○吉田虎之助君 本建議案ハ一十六議會ニモ建議案トシテ通過致シ、又昨年ハ法律案トシテ敷設法ノ改正案トシテ、本案ヲ通過致シタ案デアリマシテ、詳細ノコトハ先刻御承知下サルコト、考ヘマシテ、爰ニ申シマセス、願クハ直ニ通過サレントコトヲ希望致シマス

○恵松隆慶君 本建議案ハ曩ノ十七ノ日程、鹿兒島開港建議案ト云フ委員ニ付託スルコトニ決シマシタ、日程第二十五、農業金融ニ關スル建議案ヲ議題ト致シ

○議長(大岡育造君) 恵松君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ曩ノ鹿兒島開港ノ建議案ヲ付託シタ委員ニ付託スルコトニ決シマシタ、日程第二十五、農業金融ニ關スル建議案ヲ議題ト致シ

第二十五 農業金融ニ關スル建議案(恵松隆慶君 提出)

外九名提出

○中倉万次郎君 少シ足痛ヲ感シマスカラ、當席ヨリ報告ヲ……

○議長(大岡育造君) 宜シウゴザイマス

○中倉万次郎君 今日程ニ上リマシタコロノ農業金融ニ關スル建議案ハ簡單ノ案デゴザイマスケレドモ、提出者ヨリ提出ノ當時本會ニ於テモ説明致シマシタ通り、此目下地方ノ金融必迫ノタメニ農村ノ困弊ニ陥テ居ルノヲ救フ手段ト致シマシテ、低利ノ資金ヲ潤澤ナラシメ、サウンテ此農家經濟、農業金融ノ圓滿ヲ圖シテ以テ、產業ノ發展ヲ圖ルト云フコトハ國家經濟ニ取リマシテモ重大ナ案ト云フコトヲ委員會モ考ヘマシテ、最モ親切ニ慎重ニ數回委員會ヲ開キマシテ、政府當局者モ當局大臣以下政府委員ノ出席ヲ求メマシテ、提出者ノ意見ノアルトコロモ述べ、又政府ノ意向モ確メマシタガ、政府ニ於テマシテモ此建議案ノ趣意ニ於テハ同意ヲ表スルノミナラズ、此問題ニ付テハ政府ニ於テモ多年成ベク此低利資金ノ供給ト云フコトニ付テハ地方ノ便宜ヲ圖リタイト云フコトデ、研究シツ、アルコトテアルト云フノゴザイマス、現在ノ此低利資金ノ運用ト云フコトハ私ノ今茲テ説明セズトモ、諸君モ御承知デゴザイマスルガ、一二三年ノ間此低利資金供給ト云フコトニ政府ニ於テモ手ヲ著ケテ居リマス、四十四年度ニ於キマシテハ即チ二千万圓ノ金額ヲ融通シテ居ルノデアリマス、其中テ一千萬圓ハ内務省ノ所管ニ係リマストコロノ公共團體ニ向ケテアルノデアリマス、又五百万圓ハ農商務省ノ所管ニ係リマストコロノ耕地整理或ハ產業組合、水利組合、山林事業ト云フヤウナ方ニ向ケテアリマスルノデ、大藏省ノ所管ニ於テ農工銀行ヲ經テ、此小農——此小口ニ運用スルトコロノモノガ、五百万圓ト云フヤウナコトニナシテ居リマスルガ、委員會ニ於キマシテモ成ベク此低利ノ資金ヲドウカ是以上ニ増額スル方法ガ付カナイカト云フコトガ、第一ノ問デアリマシタ、ソレヨリ又同シ金額ハ假ニ二千万圓ト致シマシテモ、其一千萬圓ヲ二千万圓或ハ四千万圓ノ效力アルヤウニ何トカ運用ノ仕方ハナイカト云フヤウナ質問モアリマシタデ、當局者ニ於キマシテモ成ルベク曩ニモ述べル通り此資金ヲ増加シタイト云フ考ハアルケレドモ、預金部ノ方ニ於テモ、或ハ勸業債券トカ、興業債券トカ、又ハ治水事業費トカ、鐵道ノ建築改良費ト云フヤウナモノニ、ヤハリ預金部ノ方カラ運用スルト云フコトニナシテ、主トシテ此地方ニ低利ノ資金ヲ運用スルニハ郵便貯金ノ増加ヲ以テ運轉スルコトニナシテ居ル、其郵便貯金ノ増加ハ前年度ニ於キマシテ一千五六百万圓ト云フコトニナシテハ居ル、ソレガ今年度ニ於キマシテハ、ドウカト申シマスルト、マダ年度内デ確定カト分ラスケレドモ、ドウモ今日マテノ景況ヲ以ア見レバ、ヨリ以上ノ結果ヲ見ルト云フコトハ先づムツカシイノデアル、ソレデイロ、政府ノ方デモ攻究致シテ居ルケレドモ、前年度實行シタダケノ一千万圓ダケハ是非トモ低利資金ノ方ニ運用シタイト云フコトハ考ヘテ居ルノデアル、ノミナラズ此處ニ明言シテモ差支ナシ、又其金ヲ運用ノ仕方ニ依シテ効力ヲ増スヤウナ方法付テハ或ハ勸業債券、農工債券ト云フモノニ向シテ、地方ヲ例ヘテ農工債券ヲ百萬圓ト云フ債券ヲ募ルトスルト、五十萬圓ハ地方遊金ヲ以テ募集スルコトが出来ルアトノ五十萬圓ハ足ラスト云フトキハ其金ヲ以テ應ジテヤルト云フコトニナレバ、一千万圓ガ二千万圓ノ效力ヲ有スルト云フコトニナルノデアルガ、ソレ等ニ付テハ今研究中ニアッテ何

分其方法ニ付テハ茲ニ言明スルコトが出来ナイガ、成ベク運用ノ宜シキヲ得ア、此金融ノ圓滿フ計リタイト、云フコトニ付テハ専ラ今攻究シツ、アルトコロテアル、斯ウ云フ答辯ヲ得マシテゴザイマス、其他種々今日金融上ニ付テハ應答ガアリマシタガ、ソレハ餘リ諄ミシタリマスカラ、速記録ヲ以テ者サン御承知ヲ願ヒマシテ、私ハナヲ略シマスガ、右申上げマシタ理由ヲ以テ委員會ハ滿場一致ヲ以テ此建議案ハ可決スルコトニナリマシタ此段御報告致シマス

○恒松隆慶君 委員長報告通り異議ナシ
○議長(大岡育造君) 恒松君ノ動議委員長報告通り御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ委員長報告通り可決致シマシタ、日程第二十六、第二十七ハ同一委員ニ付託シタル建議案ナルニ依リ、一括シテ議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼起ル〕

○議長(大岡育造君) 御異議ナケレバ一括シテ議題ト致シマス、第二十六、第二十七、委員長米田穰君

第二十六 金名鐵道建設ニ關スル建議案(米田穰君)(委員長報告)
君外四名提出
第二十七 鐵道建設ニ關スル建議案(米田穰君外)(委員長報告)
三名提出

(米田穰君登壇)

○米田穰君 會期切迫ノ際簡單ニ報告シマス、此金名鐵道ニ關スル建議案、此委員會ニ於テハ政府當局ノ意見ヲ尋ねタルトコロガ、政府ハ必要ト認メ、目下調査中デアルトノ答辯アリマス、委員ハ慎重審議ノ未滿場一致ヲ以テ此鐵道ハ是非トモ急速ニ架ケナケレバナラヌモノデアルト云ノテ可決致シマシタ、但シ地名變更ガアリマス、「上有知」ト云フ名稱ガ「美濃町」ト云フコトニ變リマシタ、此點ダケ修正致シマシタ次第アリマス、次ハ鐵道ニ關スル建議案、此案ハ即チ石川縣下松任町ヨリ鶴來町ヲ經テ河内村ニ到ルト云フ案デアリマス、本鐵道ハ政府モ既ニ必要ノ線デアルト認メラレテ、鐵道網ニモ編入シテ居ラレル位デアルカラ、政府ハ無論同意デアリマス、但シ是ハ私營トシテモ差支ナイダラウト云フ政府ノ答辯アリマシタケレドモ、委員會ハ免ニ角必要ナ鐵道アラルガ故ニ、是モ前ノ案ト同ク滿場ノ一致ヲ以テ可決致シタル次第アリマス、ドウソ諸君モ御賛成アッテ、滿場一致可決アランコトヲ希望シマス

○恒松隆慶君 委員長報告通り異議ナシ
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ委員長報告通り兩案トモ可決致シマシタ、日程第二十八、第二十九、第三十ハ同一委員ニ付託シタル建議案ナルニ依リ、一括シテ議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ日程第二十八、第二十九、第三十ハ一括

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ日程第二十八、第二十九、第三十ハ一括シテ議題ト致シマス、委員長戸水寛人君

第二十八 金澤高等工業學校設立ニ關スル建議(委員長報告)
案(戸水寛人君提出)
第二十九 高等工業學校設置ニ關スル建議案(鷲田士三郎君提出)
(委員長報告)

第三十 山陰高等農林學校設置ニ關スル建議(恒松隆慶君提出)

○法學博士戸水寛人君 此席ニ報告致シタウゴザイマス、第一十八ノ金澤工業學校設立ニ關スル建議案、之ヲ一括シテ報告致シタウゴザイマスカ、之ニ關スル委員會ヲ開キマシタトコロガ、北陸ニ於テ此ノ如キ學校ヲ設置スル必要ガアル、併ナガラ此金澤ト福井トハ土地ガ近寄シ居ルカラ、免ニ角財政ノ都合上、一ツダケ設置シタ方が宜カラウト云フコトデ、其設置ノ任ニ當ツテ居ルトコロノ政府ガ十分ニ調査ヲ遂ゲ、十分ニ考慮ヲ費サレテ、其場所ヲ定メテ貰ヒタトイト云フコトニナッタノゴザイマス、ソレテ此ノノ案ヲ合併致シマシタ、北陸高等工業學校設立ニ關スル建議案ト云フ題目ニ改メテシマヒマシテ、北陸道ノ適當ノ場所ニ設置シテ貰ヒタトイト、斯ウ云フコトニ全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、即チ修正可決致シタノアリマス、其次ノ第三十ノ山陰高農林學校設置ニ關スル建議案、之ニ關シテ政府委員ノ意向ヲ聞キマシタコロガ、一致ヲ以テ可決致シマシタ、豫算ニ計上スルコトガ出來ナイト云フ答アリマシタ、是モヤハリ全會一致ヲ以テ可決シタノゴザイマス、此段御報告申上ゲマス

○恒松隆慶君 唯今委員長報告通り二十八、二十九ハ一括シテ更ニ一案トナシテ修正案が出て居リマス、其修正案ノ通り可決アランコトヲ望ミマス、第三十ノ山陰高等農林學校設置ニ關スル建議案是ハ委員長報告通り、何レモ可決アランコトヲ望ミマス
〔「贊成々々」ト呼フ者アリ〕
○議長(大岡育造君) 唯今委員長報告ノ通り修正スベキモノハ修正サレテアリマス、此三案トモ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(大岡育造君) 唯今委員長報告ノ通り修正スベキモノハ修正サレテアリマス、此三案トモ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○安川保次郎君 極メテ簡單ナル案デゴザイマスカラ此席カラ報告致シマス、此問題ノ要旨ハ誠ニ小サイ問題デゴザイマシテ、長野縣上水内郡神鄉村大字豊野ニ區裁判所出張所ヲ設置シテ登記事務ヲ開始シテ貰ヒタトイト云フ案デゴザイマス、裏ニ提察者が此議場ニ於テ此出張所ノ管轄區域ヲ七箇村ト云フコトニ言明シテ置キマシタガ、其後地方ノ狀況ニ付テ取調ヘテ見マスレバ、實際現在ノ區裁判所ニ通ウテ一里以上ヲ隔テ居不便ノ所ハ神鄉村ヲ中心トシテ二箇村デアル故ニ、建議案提出ノ當時ハ七箇村トアリマシタガ、三箇村ニ修正ラシタイト云フコトデ、提案者自ラ委員會ヲ修正説ヲ出シマシテ、委員會ハ全會一致ヲ可決致シマシタ、而シテ政府ニモ此意見ヲ質シマシタガ唯今攻撃中デアル、別段ノ反對モナイト云フコトヲ漏シマシタカラ、委員會ハ滿場一致ヲ以テ修

